

第1部

平成27年度に講じた
男女共同参画社会の
形成の促進に関する
施策

はじめに 平成27年度を振り返って

1 男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階へ

平成27年度は、第3次男女共同参画基本計画（以下「第3次基本計画」という。）の最終年度に当たり、また第2次安倍内閣の下で進められてきた「すべての女性が輝く社会」づくりを更に深化させるべく、新しい政策の枠組みづくりが進められた1年であった。

平成27年6月、内閣総理大臣を本部長とするすべての女性が輝く社会づくり本部において「女性活躍加速のための重点方針2015」が決定され、同方針において今後毎年、重点的に進めるべき政策方針を決定して各府省の概算要求に反映させることとされた（第1章第1節1(5)参照）。

また、同年8月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が10年間の時限立法として成立し、同法に基づく基本方針も同年9月に閣議決定された（第5章第6節(1)参照）。

さらに、同年12月には、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱として「第4次男女共同参画基本計画」（以下「第4次基本計画」という。）が閣議決定された。同計画は、男女が共に暮らしやすい社会を実現するため、計画全体における共通の課題として男性中心型労働慣行等の変革を冒頭に位置付けているほか、指導的地位に就く女性の人材層の拡充を含めた女性の参画拡大等の取組を重点的に推進することとしている。

このほか、女性等の一層の活躍促進に向け、「『日本再興戦略』改訂2015」（平成27年6月閣議決定）では、企業における情報開示の徹底による長時間労働の是正等が盛り込まれたほか、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月一億総活躍国民会議決定）では、税・社会保険、配偶者手当の制度の在り方に関する対応の検討や、

長時間労働の是正・公共調達を活用等によるワーク・ライフ・バランスの実現の加速等が盛り込まれた。

2 男女共同参画に関わりの深い制度改革の動き

平成27年8月、上述のとおり女性活躍推進法が成立し、国や地方公共団体、大企業等の事業主は、女性の採用・登用等に係る計画を策定することなどが義務付けられた（28年4月全面施行）。

また、育児や介護を行う労働者が安心して働き続けられるよう、平成28年3月に雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）等が改正され、①育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件緩和、②介護休業の分割取得、③介護休業給付の給付率の引上げ、④事業主へのマタニティハラメント防止措置の義務付け等を行うこととされた（③は28年8月施行、①、②及び④は29年1月施行）。

このほか、平成27年12月に出された最高裁判所判決を受け、女性の再婚禁止期間を180日から100日に短縮するなどの措置を講ずることを内容とする「民法の一部を改正する法律案」が、28年3月に第190回国会に提出された（第3章第1節5参照）。

子供・子育て関係では、平成28年3月に子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が改正され、従業員の多様な働き方に応じて企業の負担により行う柔軟な事業所内保育等への支援を行うこととされた（平成28年4月施行）ほか、同年3月に児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の改正法案が提出され、同法案において、ひとり親家庭に対する児童扶養手当について、第2子以降の加算額を増額することとされた（平成28年8月施行）。

3 国際的な動向への対応

「すべての女性が輝く社会」を実現するための取組の一環として、我が国は2015（平成27）年8月、東京において、2回目となる国際女性会議WAW！2015（World Assembly for Women）を開催した。また、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（以下「UN Women」という。）の日本事務所を同年4月に東京に開設するとともに、同機関への拠出を大幅に増額するなど、国連との連携を一層強化した（第16章第2節1、第3節4を参照）。

国際的協調の分野では、2014（平成26）年9月に

我が国が国連に提出した「女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」について、2016（平成28）年2月に審査が行われ、同年3月に女子差別撤廃委員会から最終見解が出された（第16章第1節参照）。

また、2015（平成27）年が「北京宣言」及び「北京行動綱領」の採択から20年に当たる（「北京+20」）ことを記念して、同年9月の第70回国連総会で開かれたグローバル・リーダーズ会合には、我が国から安倍総理大臣が出席した（第16章第2節3参照）。

第1章

男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

第1節 国内本部機構の強化

1 国内本部機構の組織・機能等の充実・強化

(1) 男女共同参画担当大臣等

平成4年以降、歴代内閣において男女共同参画を担当する大臣が置かれている。13年1月以降は、内閣府設置法（平成11年法律第89号）に基づき内閣府特命担当大臣が置かれ、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項の企画立案及び総合調整を行っている。また、26年9月以降、女性活躍担当大臣が内閣に置かれている。

(2) 男女共同参画会議の活動

男女共同参画会議は、内閣府設置法及び男女共同参画社会基本法に基づき、内閣官房長官を議長として内閣府に設置されている。

第45回会議（平成27年6月22日）では、次年度予算等に反映することなどにより重点的に取り組むべき事項について、男女共同参画社会基本法第22条第3号に基づく意見として、「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」が決定された。

また、平成26年10月の総理からの諮問を受け調査審議が進められてきた第4次基本計画について、第46回会議（平成27年12月1日）において、「基本的な考え方」が答申され、第47回会議（平成27年12月25日）において、第4次基本計画の案が諮問され、妥当である旨の答申がなされた。この答申を受けて、同日、第4次基本計画が閣議決定された。

第48回会議（平成28年3月15日）では、新たな「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」を平成28年5月頃に決定すべく、重点方針専門調査会を設置し調査審議を進めることが決定された。

(3) 男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議

男女共同参画推進本部は、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員として、閣議決定により内閣に設置されている。

同本部には男女共同参画担当官が置かれ、本部員を補佐するとともに、関係行政機関において所要の調整の事務を行っている。また、本部には、関係行政機関相互の機動的な連携を図るために、男女共同参画担当官会議が置かれている。

(4) 男女共同参画推進連携会議を通じた連携強化

内閣府では、各界各層との情報・意見交換やNPO、NGOとの交流による連携を図ることを目的として、男女共同参画推進連携会議を開催している。同会議においては、「国際的に連携した女性のエンパワーメント促進」、「女性の起業支援」及び「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組推進」という3つの重要テーマごとにチームを組織し、情報・意見交換、普及促進の活動を通じて、取組の裾野の拡大や連携の強化を図った。また、同会議の企画委員会主催による情報・意見交換会として「聞く会」を開催した。

(5) すべての女性が輝く社会づくり本部

すべての女性が輝く社会づくり本部は、平成26年10月、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、日本の最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化にもつながるよう、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員として、閣議決定により内閣に設置された。

平成27年6月、女性活躍の動きを更に加速するため、各府省の予算概算要求に反映させることを目的とし、前述の男女共同参画会議からの意見（「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」）を踏まえ、今後政府が重点的に取り組むべき事項を「女性活躍加速のための重点方針2015」として初めて決定した。今後、毎年6月頃をめぐりに「重点方針」を決定し、各府省の概算要求に反映させることとしている。また、同年9月に開催した同本部において、女性活躍推進法に基づく基本方針案について議論するとともに、伊勢志摩サミットに向けて女性のアジェンダを推進することとした。

さらに、平成28年3月22日に開催した同本部において、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を策定した（第6章第1節1参照）。

2 総合的な推進体制の整備・強化**(1) 行政職員の研修機会等の充実**

内閣府では、地方公共団体職員等を対象に、国の施策等について理解を深めるため、男女共同参画に関する「基礎研修」（平成27年5月）及び「政策研

修」（28年1月）を実施するとともに、「苦情処理研修」（27年5月）も実施した（本章第2節1参照）。

(2) 国際機関・諸外国の国内本部機構との連携・協力の推進

我が国は、男女共同参画社会の形成の促進に関する各種国際会議への出席、相互交流、情報交換等を通じて、国際機関及び諸外国の国内本部機構との連携・協力を努めた（第16章第2節及び第3節参照）。

(3) 年次報告書の作成及び男女共同参画関連予算等の取りまとめ

男女共同参画社会基本法第12条に基づき、「平成27年版男女共同参画白書」（「平成26年度男女共同参画社会の形成の状況」及び「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」）を作成した。これに併せて、第3次基本計画に掲げられた施策の推進に関連した予算額及び決算額を取りまとめ、公表した。

第2節**第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化**

内閣府では、平成27年5月、地方公共団体の苦情処理事務担当者、行政相談委員及び人権擁護委員を対象として苦情処理研修を実施した。また、28年3月、「苦情処理ガイドブック」を改訂し、ホームページで公表するとともに、関係機関に配布した。

総務省では、行政相談委員の中から指名した男女共同参画担当委員（平成27年4月1日現在全国で202人を指名）が、男女共同参画の認識を高めるため、研修会等に参画した。また、男女共同参画センター等に開設された行政相談所で、男女共同参画に関する施策についての苦情等を受け付けている。

法務省では、人権擁護委員に対し、「人権擁護委員男女共同参画問題研修」を実施した。

第3節**政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の充実**

内閣府では、1人で子育てと介護を同時に担ういわゆる「ダブルケア」に関する調査を実施した。

第4節

地方公共団体や民間団体等 における取組への支援

(1) 地方公共団体との連携・支援の強化

全都道府県・政令指定都市には、男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する部課(室)が置かれている。

内閣府では、地方公共団体職員等を対象に、男女共同参画に関する各種研修を実施した(本章第1節2(1)参照)。

独立行政法人国立女性教育会館(以下「国立女性教育会館」という。)では、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、国内外の人材の育成を図るため研修等を行うとともに、男女共同参画及び女性教育に関する調査研究の成果や会館に集積された専門的な情報の提供等を通じて、地域等における男女共同参画の推進を支援した。

(2) NPO、NGOとの連携強化

内閣府では、男女共同参画推進連携会議において、各界各層との情報・意見交換やNPO、NGOとの交流による連携の強化を図った(本章第1節1(4)参照)。

(3) 情報の提供、広報・啓発活動

ア 国際社会及び諸外国における取組の動向に関する情報の提供

内閣府では、UN Women、国連婦人の地位委員会(以下「CSW」という。)、女子差別撤廃委員会、アジア太平洋経済協力(以下「APEC」という。)関連会合、各種地域機関等、諸外国における先進的な取組の動向について情報を収集・分析し、男女共同参画推進連携会議企画委員会主催の情報・意見交

換会、政府の広報誌等を通じて、情報を提供している。

イ 広報・啓発活動

内閣府では、ホームページを通じて、国内外の男女共同参画社会の実現に向けた取組に関する情報を提供しているほか、同ホームページを男女共同参画に関する総合的な情報交換の拠点とするべく、一層の充実を図っている。

また、男女共同参画に関する総合情報誌「共同参画」を定期的に発行し、内閣府や関係省庁、地方公共団体、女性団体等の活動状況等に関する情報を広く提供している。

さらに、海外に我が国の男女共同参画の現状や取組を紹介するため、英文パンフレット「Women and Men in Japan」を発行し、各国政府や国際機関等に配布している。

(4) 男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

内閣府では、平成13年度から「男女共同参画週間」(毎年6月23日から同月29日まで)を実施している。この週間に際して、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」、「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」、「女性のチャレンジ賞表彰」(内閣府特命担当大臣(男女共同参画)表彰)を始めとした各種の広報・啓発活動を行っている。

また、女性が輝く社会の実現に向けた全国的なムーブメントの創出のため、平成26年度に引き続き、地域版「輝く女性応援会議」を27年度は4道県で開催するとともに、会議情報等のポータルサイトとして「輝く女性応援会議オフィシャルサイト」を開設した。

第2章

政策・方針決定過程への 女性の参画の拡大

第1節

政治分野における女性の参 画の拡大

内閣府は、「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

の中で、各政党や地方議会における男女共同参画の状況について毎年調査し、公表している。

また、政治分野における女性の参画拡大の重要性について積極的に啓発するべく、地方の政治分野に

における女性の参画状況についてデータを取りまとめて「女性の政治参画マップ2016」を作成した。さらに、平成28年3月から、政党に対し、衆議院議員選挙、参議院議員選挙及び地方公共団体の議会の選挙における女性候補者の割合などが高まるよう、女性候補者等における数値目標の設定や人材育成等の取組を含めた行動計画の策定・情報開示等に向けた自主的な取組の実施、両立支援体制の整備等を始めた女性議員が活躍しやすい環境の整備等についての要請を開始した。

第2節 司法分野における女性の参画の拡大

1 検察官における女性の参画の拡大

法務省では、検事任官に向けて司法試験合格者を対象に実施した進路説明会において、女性の採用実績や育児休業制度等について説明したり、様々な経歴を持つ現役の女性検事と直接質疑応答できる時間を作るなどして、検事の職域の広さ、やりがい、育児休業の取得状況等女性検事の実情を知る機会を設け、女性検事の採用拡大推進を図った。

2 裁判官における女性の参画の拡大

最高裁判所では、男女にかかわらず裁判官としてふさわしい資質・能力を備えた者を採用しており、裁判官に占める女性割合は着実に増加している。

内閣府では、「女性の政策・方針決定参画状況調べ」の中で、裁判官における女性の参画状況について毎年調査し、公表を行っている。

第3節 行政分野における女性の参画の拡大

1 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 女性国家公務員の採用・登用等の促進

内閣官房内閣人事局及び各府省は、内閣官房内閣人事局長と全府省の事務次官級で構成する「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」において平成26年10月に策定された「国家公務員の女性活

躍とワークライフバランス推進のための取組指針」に基づき、女性国家公務員の採用・登用に関する目標数値等を盛り込んだ取組計画を策定・公表し、総合的かつ計画的な取組を進めている。

人事院では、公務に優秀な女性を確保するという観点から、平成27年度において、各府省の第一線で活躍する女性行政官が重要な政策課題について講演し、併せて女性の立場から公務の魅力等を伝える「女性のためのトークライブ」を都内の大学で6講演、女子学生等に対し国家公務員の業務内容、仕事のやりがい、ワーク・ライフ・バランス等、公務の魅力伝える「女性のための公務研究セミナー」を全国で3回実施したほか、女性向け募集パンフレットを作成するなど、女性を公務に誘致するための活動を行った。なお、人事院は、第4次基本計画が閣議決定されたことを踏まえ、各府省において女性国家公務員の採用・登用の拡大等に向けた具体的取組が進むよう「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に向けて」（平成27年12月人事院事務総長通知）を発出した。

内閣官房内閣人事局では、女性の志望者拡大に向けて、民間企業が主催する就職活動関連イベントに12回参加したほか、「女子学生霞が関インターンシップ」の実施、ホームページ、パンフレット等においてワーク・ライフ・バランスに関する取組や活躍している女性職員を紹介することなどにより、公務の魅力積極的に発信した。また、各府省における女性国家公務員の採用・登用の拡大等の取組状況についてフォローアップを実施し、その結果を平成27年4月及び12月に公表した。

内閣府では、「女性の政策・方針決定参画状況調べ」において、国家公務員における女性の登用状況等を取りまとめて公表した。

(2) 研修の機会の充実及び女性のロールモデルの発掘等

人事院では、女性職員登用に向けた環境整備の一環として、平成13年度から、女性職員を対象とした研修を実施しており、27年度においては、本府省及び地方機関の係長級女性職員等を対象に実施している「女性職員キャリアアップ研修」の実施地域、回数及び内容を拡充し、18回実施した。また、近い将来に本府省の管理職員として行政運営を担うことが

期待される課長補佐級の女性職員を対象に「行政研修（課長補佐級）女性管理職養成コース」を実施した。これにより、女性職員の相互啓発等による業務遂行能力の伸長を図る機会、マネジメント能力開発、人的ネットワーク形成の機会の付与等を図り、本府省や地方機関の管理職員となり得る女性職員の人材の層を拡大していくこととしている。さらに、女性職員登用推進施策の一環として、職場単位で女性職員の登用を阻害する要因を見直し、女性職員登用のための環境を整備するため、本府省及び地方機関において各職場における人事管理・人材育成の責任を有する管理職員を対象に、「女性職員登用推進セミナー」を11回実施した。加えて、先輩職員として、女性職員を含む後輩職員に対して助言、指導するメンターとなることが予定されている職員等を対象に「メンター養成研修」を11回実施した。

内閣官房内閣人事局では、女性職員の活躍と男女双方のワーク・ライフ・バランスに資する取組を率先して行う管理職を増やすため、平成28年1月から3月にかけて本府省及び地方機関の職員を対象とした「女性活躍・ワークライフバランス推進マネジメントセミナー」を実施し、管理職に対する意識啓発を行った。また、女性職員が将来のキャリアをイメージしつつ、出産、育児等のライフイベントを経た後も成長する意欲を持つことができるよう、28年1月に各府省の若手女性職員を対象とした「若手女性職員キャリアセミナー」を実施した。さらに、様々な分野で活躍する女性職員をロールモデルとして採り上げ、これまでのキャリアパスや働き方、仕事と家庭の両立の状況等にも触れつつ、その活躍ぶりについて紹介する「女性国家公務員のワークスタイル事例集」を作成・公表した。

そのほか、各府省は、女性職員の意識・意欲の啓発・増進及び能力向上のための研修の実施に努めるとともに、人事院及び内閣官房内閣人事局の実施する研修への参加機会の確保に努めた。また、女性職員の様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデル、活躍事例を紹介するなどの取組を推進している。

(3) 仕事と生活の調和の推進

内閣官房内閣人事局及び各府省は、取組指針や取組計画を踏まえ、「働き方改革」及び「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」によるワーク・

ライフ・バランスの推進に取り組んでいる。

人事院では、各府省において育児休業等両立支援制度の取得促進を図るため、平成28年1月に、休暇や休業取得の意思決定に大きな影響を与えられ、管理職員及び人事担当者を対象としたシンポジウムを開催し、部下である男性職員の育児に対する管理職員等の理解を醸成した。また、両立支援制度の計画表のひな形を各府省に提供し、管理職員等がきめ細かく男性職員の状況を把握し、育児休業等の取得を呼び掛けることを依頼した。さらに、育児休業の承認に係る期間が1か月以下の育児休業を取得した職員について、期末手当と同様に、当該育児休業により勤勉手当が減額されないよう、勤勉手当の勤務期間から当該育児休業期間を除算しないこととするため、人事院規則9-40（期末手当及び勤勉手当）の改正を行い、平成28年3月に公布した（同年4月施行）。

内閣官房内閣人事局では、男性職員の育児休業等の取得について、男性職員本人や職場の上司・同僚等の理解を深め、その取得を考えている男性職員の後押しをするため、有識者のアドバイスや制度解説等を掲載したハンドブック（「イクメンパスポート」）の作成・配布を行った。また、育児休業を取得した各府省の女性職員を対象として、育児休業後の職員の円滑な職務復帰とその後のキャリア形成に資することを目的とした「女性セミナー（育児休業取得者対象）」を平成27年7月及び28年3月に実施した。

超過勤務の縮減について、人事院では、平成27年8月の人事院勧告時の報告において、公務における超過勤務の縮減は、近年、ワーク・ライフ・バランスの推進、人材の確保等が重視される中で、職員の健康保持のみならず、これらの観点からもその重要度が増していることについて言及した。

また、政府全体として、毎年10月に実施していた「国家公務員超過勤務縮減キャンペーン週間」を改組して、平成27年7月及び8月を「ワークライフバランス推進強化月間」とし、働き方改革を具体化し、超過勤務縮減、「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」等の取組による早期退庁の推進、テレワークの推進や休暇の取得促進等を集中的に実施した。また、国家公務員の働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、同年11月に「ワークライフバランス職場表彰」を実施し、同月間中に業務の効

率化や職場環境の改善に向けた創意工夫を活かした取組を行った職場のうち、特に優秀なものについて表彰した。

(4) 国の審議会等委員における女性の参画の拡大

内閣府では、「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」を毎年実施し、国の審議会等委員に占める女性の参画状況について調査し、府省別の参画状況等について、内閣府ホームページで公表している。また、各府省が国の審議会等の女性委員の人材情報を収集する際の参考とするため、女性人材データベースを運用している。

(5) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人における女性の参画の拡大

内閣府では、独立行政法人、特殊法人及び認可法人における女性の採用・登用状況及び女性の採用・登用の拡大に向けた取組状況について、毎年調査を行っている。また、「独立行政法人等における女性登用状況等『見える化』サイト」において、各法人の女性役員及び管理職の登用に関する目標設定の状況や現状値、採用者数、職員数、育児休業取得数等について一覧で調査結果を公表している。

2 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 女性地方公務員の採用・登用の促進

内閣府では、平成28年2月、地方公共団体に対して、女性地方公務員の採用・登用推進のための取組や将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組等、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた取組の推進について、各地方公共団体の実情に即し、主体的に数値目標を設定するなど積極的な取組を推進するよう、要請を行った。

総務省では、女性活躍推進法に基づいて、全ての地方公共団体が実効性のある行動計画を円滑に策定できるよう、関係府省とともに、事業主行動計画策定指針を定めた。また、行動計画策定に向けての説明会の開催や行動計画（市町村）策定例の提示等により、女性地方公務員の活躍の意義や、採用・登用等人事管理面での変革と働き方の改革を車の両輪として推進すべきことなどについて必要な助言・情報提供を行った。また、第4次基本計画の成果目標に

おいては、都道府県・市町村について、課長以上の幹部職員のみならず、その前段階の、課長補佐・係長といった人材プールの形成を意識した女性職員の登用の数値目標を設定し、内容の周知に努めた。

消防庁では、平成27年7月、地方公共団体に対して、消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について通知を発出した。27年4月1日現在2.4%の消防吏員の女性比率を、38年度当初までに5%に増加させることを全国の目標とし、消防本部等に対し、数値目標の設定による女性消防吏員の計画的な増員のほか、適材適所を原則とした職域の拡大、ライフステージに応じた配慮、浴室、仮眠室等の計画的な整備等、ソフト、ハード両面の職場環境整備に取り組むよう要請を行った。また、女性消防団員のいない市町村に対して積極的な取組を求めるとともに、様々な媒体を通じて、消防団への入団を呼びかける広報を行った。さらに、女性消防団員等の技術の向上と士気の高揚を図るため、27年10月に全国女性消防操法大会を開催するとともに、パネルディスカッションや活動事例報告等を通じて女性消防団員相互の連携を深めるため、同月に全国女性消防団員活性化大会を開催した。

警察では、女性の視点を一層反映した警察運営を進めているところであり、全国で警察署長、機動隊副隊長、警察署の刑事課長等として活躍するなど、女性警察官の登用を進めている。また、各都道府県警察において、定員に占める女性警察官の割合を平成35年4月時点で約10%（全国平均）とすることなどを盛り込んだ計画が策定されているところ、女性に向けた情報発信活動を強化するなど女性警察官の採用の拡大を図っている。さらに、都道府県警察の幹部職員を対象とした研修の機会に、男女共同参画に関する施策についての教育を実施している。

(2) 仕事と生活の調和の推進

内閣府では、平成28年2月に、地方公共団体に対して、地方公務員の男性職員の育児休業取得促進や仕事と生活の調和の推進等について、各地方公共団体の実情に即し、主体的に数値目標を設定するなど積極的な取組を推進するよう、要請を行った。

総務省では、夏の「ゆう活」について、各地方公共団体に対してそれぞれの地域の先頭に立って積極的に取り組むよう要請した。その結果、41都道府県、

16指定都市、114市町村において「ゆう活」が実施され、そのほかにも、「ゆう活」の趣旨を踏まえた取組を実施した団体が多数に上るなど、柔軟な働き方改革に向けての意識改革につながるものとなった。また、国の動きを受けて、地方公共団体における「フレックスタイム制」の拡充に向けて、積極的に助言・情報提供を行っている。さらに、地方公共団体に対して、年次有給休暇の取得促進のほか、育児休業制度の活用、特に男性職員の育児休業取得の促進、時間外勤務の縮減等に関し、助言や情報提供を行っている。

(3) 地方公共団体の審議会等委員への女性の参画の拡大

内閣府では、各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する数値目標や、これを達成するための様々な取組、女性割合の現状等を調査し公表を行った。また、平成28年2月に、地方公共団体に対し、審議会等委員等における女性の参画拡大について、地域の実情に応じて主体的に数値目標を設定するなどし、具体的な取組が進むよう、要請を行った。

3 行政分野における男女共同参画の推進方策

内閣府では、「女性の政策・方針決定参画状況調べ」の中で、国家公務員の府省別国家公務員採用試験採用者に占める女性割合や府省別の女性職員の登用状況、府省別の審議会等委員に占める女性の割合等について毎年調査し、取りまとめて公表を行っている。また、地方議会の議員に占める女性割合、地方公務員の管理職に占める女性割合、都道府県防災会議の女性委員割合等について「都道府県別全国女性の参画マップ」を作成し、内閣府のホームページに掲載している。

第4節 雇用分野における女性の参画の拡大

「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成26年8月男女共同参画推進本部決定）に基づき、国の公共調達及び補助金の分野において、企業のポジティブ・アクション

等を推進するための取組を各省において行った。さらに、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、この指針に代わり女性活躍推進法第20条に基づき、平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加算評価すること等を定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を決定した（第6章第1節参照）。

また、内閣府では、民間企業における女性の社外役員等への登用を促進するべく、国の審議会等の女性委員等の情報についてデータベース化し情報提供を行う「はばたく女性人材バンク」の運用を行った。

厚生労働省では、男女雇用機会均等法の履行確保を図るとともに、企業におけるポジティブ・アクションの取組を促進している（第5章第1節及び第3節参照）。

第5節 その他の分野における女性の参画の拡大

1 その他の分野における女性の参画の拡大

厚生労働省では、地域医療介護総合確保基金を通じて、女性医師の復職に関する相談窓口の設置や研修、院内保育所の運営等の都道府県の取組に対して財政支援を行っている。また、ライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図るため、「女性医師バンク」において就業斡旋等の再就業支援を行っている。

さらに、平成27年度においては、「女性医師キャリア支援モデル普及事業」として、女性医師支援の先駆的な取組を行う医療機関を選定し、効果的な取組を地域の医療機関に普及させるための経費を支援した。

2 その他の分野における男女共同参画の推進方策

内閣府では、経済団体、労働組合、協同組合、教育・研究機関、医師等の専門的職業・職能団体等の各種機関・団体・組織等における女性の参画状況に

第3章

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

第1節 男女共同参画の視点に立った社会制度の見直し

1 働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行の検討

平成26年10月の経済財政諮問会議で税制、社会保障制度、配偶者手当等の在り方について、総合的に具体的取組の検討を進めるよう、内閣総理大臣から指示・要請が行われ、27年6月1日には、同会議にそれまでの各制度の進捗状況を報告した。

2 税制の検討

政府税制調査会は「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」を平成27年11月に取りまとめた。その中では、これまでに提示した配偶者控除の見直しを軸とする5つの選択肢について更に検討を深める必要があるとしている。また、家族のあり方や働き方等国民の価値観に深く関わるものであることから、幅広く丁寧な国民的議論を行う必要があるとしている。

(参考) 政府税制調査会では、「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理(第一次レポート)」(平成26年11月政府税制調査会)において、働き方の選択に対して中立的な税制の構築にあたっての選択肢として、①配偶者控除の廃止と子育て支援の拡充、②配偶者控除の適用に所得制限を設けるとともに子育て支援を拡充、③いわゆる移転的基礎控除の導入と子育て支援の拡充、④いわゆる移転的基礎控除の導入・税額控除化と子育て支援の拡充、⑤「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入と子育て支援の拡充、を提示した。

3 社会保障制度の検討

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)に基づき、平成26年4月から施行された産休期間中の社会保険料免除の円滑な実施に努めるとともに、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の28年10月からの円滑な施行に向け、必要な準備に取り組んだ。

また、平成28年10月の適用拡大の施行後の更なる適用拡大の進め方等に関する社会保障審議会年金部会における議論を踏まえ、中小企業についても、労使合意に基づき、適用拡大の途を開くこと等を内容とする「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」を第190回通常国会に提出した。

4 配偶者手当等の検討

国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、平成27年8月6日の人事院勧告で引き続き検討を行うこととされ、人事院において、同年11月より学識経験者による「扶養手当の在り方に関する勉強会」を3回開催したほか、民間企業における動向の更なる把握などを通じ、検討を行っている。

民間企業における配偶者手当については、厚生労働省において、その在り方の検討を行うための背景、課題等を整理するとともに、見直しを行う場合の留意事項等を示すことを目的として、平成27年12月より学識経験者による「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会」を開催して検討を行い、28年4月に報告書を公表した。

5 家族に関する法制の整備等

法務省では、平成8年2月の法制審議会の答申(「民法の一部を改正する法律案要綱」)を踏まえた

選択的夫婦別氏制度の導入等を内容とする民法改正については、引き続き慎重な検討が必要であるとの認識の下、ウェブサイトを通じた国民への情報提供等に努めている。

また、女性にのみ6か月の再婚禁止期間を定める民法の規定については、最高裁判所が平成27年12月に再婚禁止期間のうち100日を超える部分は憲法に違反するとの判断を示したことを受け、28年3月、再婚禁止期間を100日に短縮するなどの措置を講ずることを内容とする法律案を国会に提出した。

第2節

国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

1 特に男性や若者世代を対象とした固定的性別役割分担意識の解消のための広報・啓発の推進

内閣府では、男性や若者世代にとっての男女共同参画社会の意義と責任や、地域・家庭等への男性や若者世代の参画を重視した広報・啓発活動を実施している。

国立女性教育会館では、男性の家庭・地域への参画を促進する取組事例を収集し、学習プログラム企画・実施のためのウェブサイト「男女共同参画と男性」¹を開設している。

2 男女共同参画の必要性が共感できる広報・啓発活動の推進

内閣府では、男性、子供・若者世代等を含め、国民各層に対し、男女共同参画社会の形成の意義と責任や、それぞれの立場からの参画への取組を重視した広報啓発活動を推進している。平成26年度に引き続き、27年度も、事業主、働く女性・男性、主婦、女性の活躍を応援する関係者等を対象に、女性の活躍促進のための情報発信・意見交換の場として「輝く女性応援会議」を各地域で開催した。また、「輝く女性応援会議」開催に連動して、新聞等を活用した政府広報を実施するとともに、会議情報等のポータルサイトとして「輝く女性応援会議オフィシャルサイト」を開設した。

国立女性教育会館では、男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する統計情報等のニュースレターの配信、リーフレットの作成・配布等を通じて、男女共同参画の形成に資する情報を配信している。また、所蔵する図書をテーマごとに選定し、パッケージ化して全国の大学や高校、高等専門学校、公共図書館等へ広く貸し出している。

3 男女共同参画に大きな影響を有する団体と連携した戦略的な広報・啓発の推進

(1) 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

内閣府では、「男女共同参画週間」において、地方公共団体、女性団体等の協力を得て、各種の広報・啓発活動を行っている（第1章第4節(4)参照）。平成27年度は、身近な女性の活躍を地域ぐるみで応援するキャッチフレーズとして「地域力×女性力＝無限大の未来」を決定し、様々な場面での広報・啓発活動に使用した。

また、平成20年度からは、男女共同参画に関する国・地方公共団体等の施策を紹介する総合情報誌「共同参画」を発行し、関連団体や地方公共団体等に配布している。そのほか、ホームページやメールマガジン、Facebookを利用した情報発信を行ったり、男女共同参画に関する政策に関心のある報道関係者への情報提供を強化したりするなど、多様な媒体を通じた広報・啓発活動を実施している。

厚生労働省では、男女雇用機会均等法を一層定着させるため、「男女雇用機会均等月間」（6月）を中心として、労使を始め社会一般に対し、あらゆる機会を捉えて効果的な広報・啓発活動を実施している。平成27年度は、男女雇用機会均等法等のより一層の周知を行うとともに、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止の徹底のための事業主に対する指導を集中的に実施した。

法務省では、男女共同参画に関する国民の認識を深めるため、全国の人権擁護機関（法務省人権擁護局、8法務局、42地方法務局、262支局、1万4,252人の人権擁護委員（平成28年4月1日現在））において、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月閣議決定、23年4月一部変更）に基づき、毎

¹ 国立女性教育会館「男女共同参画と男性」 <http://www.gakusyu-program-nwec.jp/>

年12月4日から同月10日（人権デー）までの「人権週間」等の多様な機会を通じて、全国的に啓発・広報活動を推進している。

(2) 多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進

内閣府では、国民、地方公共団体、国の行政機関の連携を図り、全国及び地域での取組を推進するため、平成27年6月、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を実施した。

また、男女共同参画推進連携会議の活動を通じ、幅広く各界各層との情報・意見交換を行っている。

第3節

男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

1 教育・啓発を通じた人権に関する正しい理解の普及の推進

法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、「人権週間」等の多様な機会を通じて、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を推進し、人権尊重思想の普及高揚を図っている。

文部科学省では、学校教育において、児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の意識を高める教育を推進しており、この一環として、「人権教育研究推進事業」、「人権教育の指導方法の在り方等に関する調査研究」等を実施した。また、社会教育において中核的な役割を担う社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした様々な研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図った。

2 法令や条約の分かりやすい広報等による周知の推進

内閣府では、ホームページや発行物等を通じ、男女共同参画に関連の深い各種の条約や、国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の方針等の広報に努めている。APEC女性と経済フォーラム、第60回CSW等の国際会議の概要についても、内閣府のホームページへの掲載等を実施した。

また、男女共同参画推進連携会議企画委員会主催による情報・意見交換会として、「聞く会」を2回開催した（第16章第3節2参照）。

3 人権が侵害された場合の被害者の救済体制及び相談体制の拡充

法務省の人権擁護機関では、法務局等における人権相談所のほか、女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」、インターネット人権相談受付窓口等を設置し、相談内容に応じた助言のほか、人権侵犯事件としての調査・処理を通じた救済の充実強化に努めている。

4 外国人のための人権相談所の充実等国際化への対応の推進

法務省の人権擁護機関では、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を設置し、日本語を自由に話せない外国人からの人権相談に応じている。

5 政府職員の理解の促進等

内閣府では、各府省や地方公共団体等の求めに応じ、職員研修等において男女共同参画の推進の必要性等について説明を行う講師を派遣するなどの取組を行った。

第4節

男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供

1 男女共同参画の現状・国民意識、苦情処理等に関する実態把握の実施

内閣府では、「地域における女性の活躍に関する意識調査」を実施し、平成27年6月に公表した。また、「苦情処理ガイドブック」を改訂し、28年3月に公表した。

総務省では、男女共同参画担当委員を中心に、(ア)各地の男女共同参画センター等で定期的に相談所を開設する、(イ)男女共同参画に関する行政相談懇談会を開催し、苦情を受け付ける、(ウ)デパート等に設けられている「総合行政相談所」で男女共同参画に関する施策についての苦情を受け付けるなど

の活動を行っている。

2 調査や統計における男女別等統計（ジェンダー統計）の充実等

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月閣議決定）においては、男女別等統計（ジェンダー統計）、地域別表章及び各歳別表章の充実を図るとされている。

内閣府では国連アジア太平洋統計研修所において、総務省では統計研修所において、男女別等統計に関する講義を行い、統計担当者の育成に関する取組の充実を図った。

国立女性教育会館では、男女共同参画社会形成を目指した情報の総合窓口「女性情報ポータル“Winet（ウイネット）”²」において、インターネット上の有用な資源の収集・提供、文献、統計、人材情報等の各データベースや、ニュースレター、ミニ統計集の刊行により情報提供を行っている。

厚生労働省では、働く女性に関する動きを取りまとめ、「働く女性の実情」として毎年公表している。また、ホームページ「女性就業支援バックアップナビ」において、働く女性に関する統計の情報提供を行っている。

第4章

男性，子供にとっての男女共同参画

第1節 男性にとっての男女共同参画

1 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進

内閣府では、男性にとっての男女共同参画や男性の家事・育児等への参画に向けた理解を促進するため、平成27年11月、「男性にとっての男女共同参画シンポジウム」を実施した。また、家事・育児参画や働き方の見直しを地域や職場で普及啓発する男性キーパーソンを育成した。さらに、男女共同参画を男性の視点から捉えるための基礎的な知識や調査結果、シンポジウムの報告等を掲載している内閣府ホームページ内の「男性にとっての男女共同参画ポータルサイト」を充実した。

文部科学省では、働き方の見直しや子育てへの参画等について多様な選択を学ぶ機会を提供することを目的に、学生を対象とした男女が共に学ぶワークショップを実施し、普及・啓発のための実践手引書を作成した。

2 企業の男性経営者・管理職等の意識啓発

内閣府では、関係団体と連携し、企業の男性経営者・管理職等を対象としたセミナーを開催し、仕事と生活の調和の実現やダイバーシティ経営の推進に向けた意識啓発を行った。

3 男性の家庭・地域への参画を可能にする職場環境の改善

政府では、テレワークが様々な働き方を希望する者の就業機会の創出及び地域の活性化等に資するものとして、関係各省が連携し、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を推進している（第5章第5節2参照）。平成27年度から11月を「テレワーク月間」と定め、「テレワーク月間サイト」を立ち上げた。本取組を契機にテレワークの周知に係る政府広報を実施した。

4 男性の家庭・地域への参画を可能にする地域等の取組支援

厚生労働省では、身近な場所に子育て親子が気軽

² 女性情報ポータル“Winet（ウイネット）” <http://winet.nwec.jp/>

に集まって相談や交流ができるよう、「地域子育て支援拠点事業」を促進しており、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習を基本事業として取り組んでいる。平成27年度においては、(ア)保育所、公共施設の空きスペース、商店街の空き店舗、公民館等において実施する「一般型」、(イ)児童館等児童福祉施設等において子育て中の当事者等をスタッフに交えて実施する「連携型」の二つの類型により事業展開を図った。

このほか、男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指し、「イクメンプロジェクト」を実施している（第6章第1節1参照）。

5 男女間における暴力の予防啓発の充実

内閣府では、女性に対する暴力の根絶のための基盤づくりや若年層を対象とした予防啓発を推進するための取組を実施している（第10章第1節1参照）。

6 食育の推進

内閣府では、男性の生活・自活能力を高め、健全な食生活を実現するために、「第2次食育推進基本計画」（平成23年3月食育推進会議決定）に基づき、男性が日々の生活において食育に関する取組を実践できるよう平成24年5月に作成した「食育ガイド」を用いて普及啓発に努めた。

第2節

子供の頃からの男女共同参画の理解の促進と将来を見通した自己形成

1 教育による男女共同参画の理解の促進

文部科学省では、学校教育において、児童生徒の発達の段階に応じ、社会科、公民科、家庭科、道徳、特別活動等の関係の深い教科等を中心に、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性についての指導が充実するよう、

学習指導要領の一層の周知・徹底を図った。

また、学校における性に関する指導について、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理解を得ながら学校全体で共通理解を図って行うよう、学校関係者等に対し周知徹底を図っている（第11章第2節4参照）。

2 子供の健康の管理・保持増進の推進

内閣府では、危険ドラッグの乱用防止のための政府広報を政府広報オンライン等を活用して実施した。

警察では、薬物を乱用している少年の早期発見、補導及び検挙に努めているほか、薬物乱用防止教室の開催や薬物の危険性・有害性に関する広報啓発活動の実施等、少年の薬物乱用防止対策を推進している。

文部科学省では、学校において、健康診断や体育・保健体育の教科を中心とした健康教育を実施するとともに、アレルギー疾患やメンタルヘルス等児童生徒の現代的健康課題に対応するため、地域の実情を踏まえた医療機関等との連携等、課題解決に向けた計画の策定や、それに基づく具体的な取組に対して支援を行う事業を実施した。

また、性感染症等の問題について総合的に解説した啓発教材を作成し、中学生・高校生に対し配布するなど、引き続き学校教育におけるエイズ教育等の充実を図った。

さらに、薬物乱用防止教育の充実を図るため、大学生等を対象にしたパンフレットの作成・配布、薬物乱用防止教室の指導者に対する講習会やシンポジウムの開催、薬物乱用の問題について総合的に解説した啓発教材（小・中・高校生用）の作成・配布を行った。

そのほか、喫煙、飲酒について、総合的に解説した啓発教材（小・中・高校生用）の作成・配布等を行った。

厚生労働省では、薬物乱用防止対策として、若年層が、危険ドラッグ・覚醒剤・大麻等の害悪に関する正しい知識を持つための普及啓発読本を作成・配布している。また、薬物乱用防止に資するため「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等のイベントを開催している。また、HIV陽性者等で構成されるNGO等の予防啓発活動等を支援するとともに、早期にHIV感染を発見し、治療につなげることができるよう、利

用者の利便性に配慮した検査・相談を実施している。

さらに、「がん対策推進基本計画」（平成24年6月閣議決定）や「21世紀における第2次国民健康づくり運動」（平成24年厚生労働省告示第430号。以下「健康日本21（第二次）」という。）では、未成年者の飲酒と喫煙を34年度までになくすという数値目標を設定している。

第3節

子供の健やかな成長と安全で安心な社会の実現

1 子供に対する暴力・虐待への総合的な対策

児童虐待については、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図るため、平成27年12月21日に開催された第4回子どもの貧困対策会議において、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」が決定された。本プロジェクトには、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」が盛り込まれており、今後は同プロジェクトに記載されている施策を着実に実施していく必要がある。

厚生労働省では、(ア)虐待の発生予防として、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチ支援を積極的に行うことを含め、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に見・遮滅する、(イ)発生時の迅速・的確な対応として、児童虐待が発生した場合に、児童の安全を確保するための初期対応が确实・迅速に図られるよう、児童相談所の体制整備や要保護児童対策地域協議会の機能強化等を行う、(ウ)被虐待児童への自立支援として、被虐待児童について、親子関係の再構築を図るための支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、18歳到達後や施設退所後等も含め、個々の児童の発達に応じた支援を実施し、自立に結びつけるなどの対策を進めていくこととした。

また、平成16年から「児童虐待防止推進月間」（11月）において、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため広報・啓発活動を実施している。あわせて、民間団体（認定特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク）が中心となって実施して

いる「オレンジリボン運動」を後援している。

さらに、児童相談所全国共通ダイヤルについて、より広く一般に周知し、児童虐待を受けたと思われる子供を見つけた時等にためらわずに児童相談所に通告・相談ができるように、平成27年7月1日から、これまでの10桁番号（0570-064-000）から3桁番号（189）に変更し、運用を開始した。

内閣府では、本3桁番号を広く周知するため、新聞等を活用した政府広報を実施したほか、「児童虐待防止月間」を前に、児童虐待防止対策について、政府広報テレビ番組（BS）（「児童虐待防止対策」）を活用した政府広報を実施した。

警察では、各種活動を通じて児童虐待の早期把握に努めるとともに、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関との緊密な連携を保ちながら、厳正な捜査や被害児童の支援等、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図っている。また、「安全・安心まちづくり推進要綱」（平成26年8月一部改正）に基づき、防犯カメラの整備を促進するなど、児童が犯罪被害に遭いにくいまちづくりを積極的に推進している。

さらに、従来の検挙活動や防犯活動に加え、性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・警告等の措置を講じる活動（先制・予防的活動）の積極的な推進により、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。

法務省の人権擁護機関では、子供の人権問題に関する専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間（平成27年度は、6月22日から同月28日まで）を実施するほか、相談用の便箋兼封筒「子どもの人権SOSミニレター」を小中学生に配布したり、子供向けのインターネット人権相談受付窓口（子どもの人権SOS-eメール）を開設するなどして相談体制の充実を図っている。また、全国各地で講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を積極的に推進するとともに、人権相談、人権侵犯事件の調査処理を通じて、児童虐待の問題に取り組んでいる。

文部科学省では、平成27年7月31日に初等中等教育局長通知「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」を発出し、虐待等の理由により

児童相談所等で一時保護等が行われている児童生徒について、当該児童生徒が学習を行っている場合は「出席扱い」が認められること、学習を行っていない場合は欠席日数としない、いわゆる「公欠扱い」とすることを示した。

また、被害者となった児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、学校における相談体制の充実を支援している。

2 メディア・リテラシーの向上

内閣府では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第3次）」（平成27年7月子ども・若者育成支援推進本部決定。以下「青少年インターネット環境整備基本計画（第3次）」という。）に基づき、関係省庁や民間団体等と連携して、青少年及び保護者等に対する広報啓発活動や国内外の調査等の施策を実施している。

総務省では、放送分野における青少年のメディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力）の向上を目的として開発した小・中・高校生向けの教材や、小・中学校教員向けの授業実践パッケージを、「放送分野におけるメディア・リテラシー」サイト³等を通じて広く公開している。また、インターネット、携帯電話等の情報通信分野におけるメディア・リテラシーの育成のため、教材⁴やトラブル事例集⁵をウェブサイト上に公開し、普及を図るとともに、地域における啓発講座等において活用している。

特に青少年のスマートフォン利用が進む中、「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（ILAS）」を活用して、リテラシー能力を測定するためのテスト及びアンケートを実施・分析し、その結果を平成27年11月に公表した。

総務省及び経済産業省では、関係者と連携し、フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を実施して、保護者や青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上及びフィルタリングの普及を

行っている。

3 児童ポルノ対策の推進

児童ポルノの排除に向け、関係省庁が連携して、国民運動の推進、画像等の流通・閲覧防止対策等を推進している（第10章第4節2参照）。

4 児童買春対策の推進

関係省庁において、児童買春の取締りの推進、被害児童に対する支援、相談体制等の充実の支援等を進めている（第10章第4節3参照）。

5 「人身取引対策行動計画2014」の積極的な推進

人身取引対策に関する関係省庁では、「人身取引対策行動計画2014」（平成26年12月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、子供も被害者となる人身取引対策の取組を進めている（第10章第6節参照）。

6 安心して親子が生活できる環境づくり

文部科学省では、幼児期から高等教育まで切れ目のない教育費負担の軽減のための取組を行っている（第8章第2節2参照）。

また、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障害の状態等に応じ、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」等において、特別の教育課程の編成や少人数学級の編制、特別な配慮をもって作成された教科書、専門的な知識経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備等を活用して、適切な指導及び支援を行う特別支援教育を推進している。

さらに、いじめや不登校、児童虐待等、課題を抱え孤立しがちな家庭への地域人材によるサポート体制の構築のため、国と地方公共団体等が共同して実証的研究を実施した。

厚生労働省では、子供が地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図っている（第11章第2節2参照）。

³ 総務省 「放送分野におけるメディア・リテラシー」サイト http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/hoso/kyouzai.html

⁴ 総務省 ICTメディア・リテラシーの育成 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/media_literacy.html

⁵ 総務省 インターネットトラブル事例集 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

7 社会全体で子供を支える取組

文部科学省では、学校、家庭、地域住民等が地域全体で教育に取り組む体制づくりを推進する「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を引き続き実施するとともに、平成26年度より地域の多様な経験をもつ人材や企業等の協力を得て実施する「土曜日の教育活動」を推進している。

また、平成27年4月の中央教育審議会への諮問を受け、同年12月に「新しい時代の教育や地方創生の

実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」とする答申が取りまとめられた。本答申では、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を推進する新たな体制（地域学校協働本部）を全国的に整備することが提言されている。さらに、文部科学省では、本答申等の内容を推進していくため、具体的な施策と工程表をまとめた「『次世代の学校・地域』創生プラン」を28年1月に策定した。

第5章

雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

第1節

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

1 男女雇用機会均等の更なる推進

(1) 女性の就職問題に関する施策の推進

厚生労働省では、募集、採用における男女の均等な機会の確保を図るため、企業の採用担当者等に対して男女雇用機会均等法に沿った男女均等な選考ルールの徹底を図るとともに、法違反が認められる企業に対しては是正指導を行っている。

また、女子学生等が的確な職業選択が行えるよう、意識啓発を図っている（第12章第2節3参照）。

文部科学省では、平成28年度の大学等卒業予定者の就職・採用活動のルールを協議する際に、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うよう、企業側に要請を行った。

また、新規中学校・高等学校卒業者の就職についても、文部科学省と厚生労働省の連名の通知により、経済団体等の関係者に対して男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動が行われるよう、引き続き配慮を依頼した。

内閣府では、関係省と連携し、女子高校生・学生等を対象に、女性の進出が遅れている理工系分野に関する情報提供等を実施している（第13章第3節参

照）。

(2) 男女雇用機会均等法に基づく行政指導及び関係法令等の周知啓発

厚生労働省では、企業における男女均等取扱い等を確保するため、男女雇用機会均等法について、引き続き、労使を始め関係機関に対し、周知・啓発を実施している。

また、企業を訪問し、雇用管理の実態を把握するとともに、性別による差別的な取扱いや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等、男女雇用機会均等法に違反する雇用管理の実態が把握された企業に対して、是正指導を行っている。

特に、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いについては、女性労働者の尊厳を傷つけ、継続就業を妨げるものであることから、法違反の事実が認められる企業に対しては、迅速かつ適正な指導を行っている。

平成27年度は、6月の「男女雇用機会均等月間」において、男女雇用機会均等法等のより一層の周知を行うとともに、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止の徹底のための事業主に対する指導を集中的に実施した。

(3) 妊娠・出産等を理由とする就業環境を害する行為の防止措置の事業主に対する義務付け

事業主による妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いは、既に男女雇用機会均等法で禁止されているが、近年、上司・同僚からの嫌がらせ等も問題となっている。そのため、上司・同僚からの言動により妊娠・出産等をした女性労働者の就業環境が害されることのないよう、事業主に雇用管理上の措置を義務付けるなど、男女雇用機会均等法が平成28年3月に改正された。

(4) コース等別雇用管理指針の周知徹底

厚生労働省では、「コース等で区分した雇用管理を行うに当たって事業主が留意すべき事項に関する指針」(平成25年厚生労働省告示第384号)に基づき、コース等で区分した雇用管理制度を導入している企業に対して、実質的な男女別雇用管理とならないよう、同指針の周知徹底を図るとともに、男女雇用機会均等法に違反する企業に対しては是正指導を行っている。

(5) 個別紛争解決の援助、相談体制の充実

厚生労働省では、性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い、セクシュアル・ハラスメント、母性健康管理措置等に関する労働者と事業主との間の紛争について、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び機会均等調停会議による調停により、紛争の円滑かつ迅速な解決を図っている。

また、これらの措置が十分活用されるよう、紛争解決援助制度について、労働者等に積極的に周知している。

2 男女間の賃金格差の解消

厚生労働省では、男女労働者間の格差について企業内での実態把握や取組の必要性の「気づき」を促す「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」(平成22年8月厚生労働省公表)の普及・啓発により、企業の自主的な取組を支援している。

3 セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理の改善の推進

厚生労働省では、事業主のセクシュアル・ハラス

メントに関する雇用管理上の措置義務を徹底するため、男女雇用機会均等法及び「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき措置についての指針」(平成18年厚生労働省告示第615号。以下「セクハラ指針」という。)の内容について周知・啓発を図るとともに、措置を講じていない企業に対しては是正指導を行っている。また、専門知識を持った雇用均等指導員を都道府県労働局雇用均等室に配置し、労働者及び企業等からの相談に適切に対応している。

第2節

非正規雇用における雇用環境の整備

1 同一労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の取組の推進

(1) パートタイム労働法に基づく均等・均衡待遇の推進と事業主の取組への支援

厚生労働省では、非正規雇用労働者の雇用の安定や処遇の改善を図るため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善等の総合的な対策を推進している。

また、『日本再興戦略』改訂2014(平成26年6月閣議決定)を受けて、職務等に着目した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、雇用管理上の留意事項及び好事例の周知・啓発を行うとともに、「多様な正社員」の導入を検討している企業に対するコンサルティングや助成制度等、支援措置を講じている。

さらに、非正規雇用労働者の労働条件の確保や改善対策の推進のため、労働基準法(昭和22年法律第49号)等に基づく指導を徹底するとともに、無期転換ルールの導入等の有期労働契約に関する規定を含む労働契約法(平成19年法律第128号)他関係法令に関する周知・啓発を実施している。

パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、平成27年4月に施行された改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)に基づく是正指導等により同法の着実な履行確保を図るとともに、専門家による正社員との均等・均衡待遇や正社員への転換に関する相談・援助、事業主に対する職務分析・職務評価の導入支援や助成金の活

用等により、正社員との均等・均衡待遇確保のための取組を推進した。また、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保に向けた事業主の取組を支援し、併せてパートタイム労働者のキャリアアップ支援等を行った。

(2) 有期契約労働者、派遣労働者の待遇の均衡等の検討

厚生労働省では、労働契約法において定められた、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合に、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約に転換させる仕組み(いわゆる「無期転換ルール」)等について、労働局・労働基準監督署・ハローワークの窓口でのチラシの配布、厚生労働省ホームページを通じた無期転換ルールを先行導入した企業の好事例の紹介、全国47都道府県でのセミナー開催のほか、セミナー後に個別相談会を実施するなど、あらゆる機会を活用して無期転換ルールの周知・啓発及び導入支援を行った。

派遣労働者については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成27年法律第73号)が、平成27年9月に成立・施行され、派遣元事業主に対し、均衡待遇の確保のために考慮した内容を派遣労働者の求めに応じて説明する義務や、派遣先に対し、福利厚生施設の利用機会を与えるよう配慮する義務等を課すこととされた。施行に当たり改正法の内容を解説したパンフレットを作成し都道府県労働局で配布するとともに、都道府県労働局が説明会を開催するなどにより周知を行った。

2 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進

有期契約、パート、派遣等の非正規雇用労働者には、企業側の人材ニーズや労働者に様々な働き方の選択肢が提供されるなどの面もあるが、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しいなどの課題がある。

厚生労働省では、平成27年1月、女性が多様なニーズに応じた働き方で様々な分野で活躍し、働きに応じた処遇を得られる社会の実現に資する各種施策を「働く女性の処遇改善プラン」として取りまとめ、着実に実施している。

また、非正規雇用の労働者の雇用の安定や処遇の改善を図るため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善等、企業内でのキャリアアップを促進するため、こうした措置を実施した事業主に対し包括的な助成措置としてキャリアアップ助成金を支給し支援している。

また、「『日本再興戦略』改訂2014」を受けて、職務等に着眼した「多様な正社員」モデルの普及・拡大を図るため、ホームページへの掲載や全国主要地域でシンポジウムを開催することにより、多様な正社員の好事例を収集し、雇用管理上の留意事項と合わせて周知を行った。

第3節

ポジティブ・アクションの推進

実質的な男女労働者間の均等を確保するためには、男女労働者間に事実上生じている格差の解消を目指す企業の自主的かつ積極的な取組である、ポジティブ・アクションが不可欠である。このため、厚生労働省では、企業が具体的な取組を行うことができるよう、必要な助言及び情報提供を積極的に行い、その一層の促進を図っている。具体的には、ポジティブ・アクション等に積極的に取り組む企業に対する「均等・両立推進企業表彰」の実施等を行っている。

また、個別企業に対し、「女性の活躍推進企業データベース」を活用した女性の活躍状況の情報開示を働きかけるとともに、「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」によりポジティブ・アクションに対する総合的な情報提供を行っている(本章第6節(2)参照)。

さらに、女性活躍推進法に基づき、これまで各事業主の自主的な取組に委ねられていたポジティブ・アクションの実効性を高めるため、常時雇用する労働者数が301人以上の一般事業主(民間企業等)に女性の職業生活における活躍の推進に向けた状況の把握や課題分析、行動計画の策定・情報公表等が新たに義務付けられた(本章第6節(1)参照)。

第4節

女性の能力発揮促進のための支援

1 女性の活躍事例の発信

国立女性教育会館では、企業の管理職等を対象に、女性の活躍事例等を取り上げた「ダイバーシティ推進リーダー会議」や、女子大学生を対象に先輩女性によるパネルディスカッションを盛り込んだ「女子大学生キャリア形成セミナー」を実施した（第12章第2節2(2)参照）。

2 在職中の女性に対する能力開発等の支援

(1) 情報提供、相談、研修等の拡充

厚生労働省では、全国の女性関連施設等が行う女性就業促進支援事業が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の活躍推進のための支援施策の充実が図られるよう、相談対応や講師派遣等、女性関連施設等に対する支援施策を実施している。

(2) 公共職業訓練等の推進

国、都道府県等が設置・運営する公共職業能力開発施設において、離職者、在職者及び学卒者に対する公共職業訓練を実施するとともに、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練と訓練期間中の生活支援等により早期の就職を支援する求職者支援制度を実施している。

また、事業主等が行う教育訓練を支援するため、キャリア形成促進助成金による助成等や、公共職業能力開発施設における在職者に対する訓練の実施、事業主等に対する同施設の貸与、同施設の職業訓練指導員の派遣等を行うほか、職業能力開発に関する情報提供・相談援助等を行っている。

(3) 労働者の自発的な職業能力開発の推進

厚生労働省では、労働者の自発的な職業能力開発を推進するため、教育訓練給付制度の活用のほか、労働者の自発的な取組を支援する事業主に対する助成、情報提供・相談援助等を行っている。

第5節

多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

1 再就職に向けた支援

厚生労働省では、子育て女性等に対して再就職支援を行うマザーズハローワーク及びマザーズコーナー（全国184か所（平成27年度末現在））において、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、仕事と子育てが両立しやすい求人確保、地方公共団体等との連携による保育所情報等の提供、託児付きセミナー等を実施している。

また、再就職を考え始めたが仕事と育児の両立に不安を感じている潜在的な求職者の方等を対象に、託児付き再就職支援セミナー等も実施した。

さらに「仕事と育児カムバック支援サイト」を運営し、情報提供を行うほか、再就職に関する好事例の普及を行うことにより、仕事と育児の両立が可能な再就職に向けた支援を行っている。

経済産業省では、地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握し、地域内外の女性・若者・シニア等多様な人材から、地域事業者が必要とする人材を発掘するとともに、地域事業者の魅力を発信し、マッチングの促進等を図る「地域中小企業人材バンク事業」を実施した。

2 仕事と生活の調和を可能にする多様な働き方の推進

厚生労働省では、所定労働時間が短いながら正社員として適正な評価と公正な待遇が図られた働き方である短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、制度を導入した事業主に対して助成金を支給したほか、制度導入支援マニュアルの配布、ウェブサイト「短時間正社員制度導入支援ナビ」の運営、人事労務担当者を対象にしたセミナーの実施等により、短時間正社員制度の概要や取組事例等についての情報提供等を行い、周知・啓発に努めた。

「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月閣議決定、28年5月変更）等に基づき、関係省庁では、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を連携して推進している。

総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省の

テレワーク関係4省は、平成17年度に設立した産学官から成る「テレワーク推進フォーラム」において、テレワークの円滑な導入や効果的な運用に資する調査研究及び普及活動を展開している。

総務省では、テレワーク導入を検討する企業等への専門家派遣を行うとともに、全国でセミナーを開催し、その普及を図った。また、厚生労働省と連携してテレワーク普及に向けた新たなモデル確立のための実証を行った。

厚生労働省では、仕事と子育て・介護等の両立等柔軟な働き方が可能となるテレワークモデルを確立するための実証を実施し、仕事と育児・介護の両立のための好事例集を作成・周知するとともに、在宅勤務ガイドラインの周知・啓発、テレワーク相談センターでの相談対応、企業等に対する労務管理や情報通信技術に関する専門家の派遣、事業主・労働者等を対象としたセミナーの開催、テレワークに先進的に取り組む企業等に対する表彰の実施、テレワーク導入経費に係る支援等により、適正な労働条件下における良質なテレワークの普及を図っている。

また、在宅ワークについて、契約条件の文書明示や適正化等を示した「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知・啓発を行うとともに、「ホームワーカーズウェブ」の運営により、在宅ワーカー及び在宅ワークの発注者に対する情報提供等の支援事業を実施した。

国土交通省では、テレワークによる働き方の実態やテレワーク人口の定量的な把握、テレワーク展開拠点の整備推進方策の検討を行った。

3 女性起業家に対する支援

経済産業省では、株式会社日本政策金融公庫を通じ、女性等を対象に優遇金利を適用する融資制度(女性、若者／シニア起業家支援資金)や、無担保、無保証人で融資を受けられる新創業融資制度等により、起業・創業の支援を行っている。新創業融資制度については、平成26年度補正予算により、女性の小口創業の特例を拡充し、女性であれば300万円以内に限って、勤務経験や雇用創出等の要件を撤廃している。

また、平成24年より、女性や若者等の創業者に対し、新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業(第二創業を含む。)に対して、店舗借入

費や設備費等の創業に要する費用の一部を支援している(採択実績:11,867件(平成28年1月時点))。

さらに、全国各地で創業予備軍の掘り起こしを始め、創業希望者の基本的知識の取得からビジネスプランの策定までを支援する「創業スクール」において女性起業家コース等を実施している。

加えて、平成26年度から若者等のロールモデルとなるような、インパクトのある新事業を創出したベンチャー企業経営者の表彰制度を創設し、平成28年2月に女性起業家賞(経済産業大臣賞)として1社を表彰した。

4 雇用・起業以外の就業環境の整備等

厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、委託者及び家内労働者等に対し、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃の決定・周知、安全衛生の確保等の対策を推進した。

第6節

女性の活躍による経済社会の活性化

(1) 女性の活躍の推進基盤の構築

平成27年8月には女性活躍推進法が成立し、国・地方公共団体、常時雇用する労働者数が301人以上の一般事業主(民間企業等)は、女性の採用・登用等の状況を自ら把握し、課題を分析した上で、その結果を踏まえ、数値目標の設定を含めた行動計画を策定・公表することや、女性の活躍状況に関する情報を公表することなどが義務付けられた(常時雇用する労働者数が300人以下の一般事業主は努力義務)。

その後、同年9月25日に、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向等について定める「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を閣議決定したほか、内閣府では、同年11月20日、関係省庁とともに、事業主行動計画の策定に当たってのガイドラインとなる「事業主行動計画策定指針」を告示した。

厚生労働省では、平成28年4月の女性活躍推進法の全面施行に向けて、自社の女性活躍の状況把握、課題分析、行動計画策定を簡易に行える「一般事業主行動計画策定支援ツール」を作成し、事業主の取組の支援を行っている。

また、企業における女性の活躍を推進していくため、女性の活躍に積極的に取り組む企業に対する助成金制度を創設したほか、ポジティブ・アクション等に積極的に取り組む企業に対する「均等・両立推進企業表彰」を実施している。

(2) 女性の活躍状況の「見える化」の推進

女性の活躍推進に向けた企業の取組を、投資家、就業希望者、消費者等から「見える」ようにすることは、当該企業の取組が市場で評価されることを通じ、他の企業にも自主的な取組が波及する好循環が期待される。

内閣府では、『日本再興戦略』改訂2014（平成26年6月閣議決定）を踏まえ、平成27年8月、各金融取引所に対し、各上場企業が提出する「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において、企業における役員、管理職への女性の登用状況や登用促進に向けた取組を記載するよう、同報告書記載要領の見直しを要請⁶した。

また、同報告書での役員への女性の登用状況等の開示状況や女性の活躍情報を中心とした非財務情報の投資における活用状況等について調査を行い、その結果を平成28年3月に公表した。

さらに、平成26年1月から「女性の活躍『見える化』サイト」を開設し、上場企業1,190社（全上場企業の33.5%）について、役員・管理職の女性比率や女性登用に関する目標のほか、男女別の平均勤続年数、新入社員の定着率、育児休業の取得者数・復職率、月平均残業時間、有休取得率等15項目のデータを公表してきたが、28年2月末には、当サイトの情報を厚生労働省のウェブサイトに移管した。

厚生労働省では、個別企業に対し、企業が自社のポジティブ・アクションの取組状況や、仕事と家庭の両立支援に係る情報を掲載できる「女性の活躍・両立支援総合サイト」を整備している。また、当該サイトと内閣府の「女性の活躍『見える化』サイト」とを統合し、新たに「女性の活躍推進企業データベース」を立ち上げ、女性活躍推進に関する個別企業の情報が一覧性をもってより解りやすく提供されるよう見直しを行った。「女性の活躍推進企業データベース」を活用した女性の活躍状況の情報開示を働きか

けるとともに、「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」によりポジティブ・アクションに関する総合的な情報提供を行っている。

内閣府では、女性の登用に関する取組及び実績並びにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業を対象として「女性が輝く先進企業表彰」を実施し、平成27年12月に内閣総理大臣表彰2社、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰5社の合計7社を表彰した。

経済産業省では、平成24年度以降、女性をはじめ多様な人材の能力を活かして、イノベーションの創出、生産性向上等の成果を上げている企業を「ダイバーシティ経営企業100選」として表彰し、ダイバーシティ経営のすそ野の拡大を図っている。27年度は、「働き方改革」等の重点テーマを設定し、「新・ダイバーシティ経営企業100選」として、28年3月に34社（大企業20社、中小企業14社）を表彰した。

また、平成24年度以降、東京証券取引所と共同で、「女性活躍推進」に優れた上場企業を、「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄（「なでしこ銘柄」）として選定している。27年度は、28年3月に45社を発表した。

(3) 女性が活躍できるようにするための環境整備

内閣府では、女性のライフステージや個々の希望に応じた支援情報が実施機関ごとに点在しているなど、必要な情報にアクセスしにくい状況を踏まえ、様々な支援情報を集約・整理し、分かりやすく案内する「女性応援ポータルサイト」を内閣府ホームページに掲載している。

また、平成27年4月及び28年3月、企業の経営トップ等が策定・公表した「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言の賛同者による、組織内外での取組の紹介や情報交換等を目的としたミーティングが開催された。内閣府では、行動宣言の賛同者を募るとともに、男性経営者による取組の好事例を事例集、広報誌、Facebook等で情報発信した。

女性が活躍できるようにするためには、安価で安心な家事支援サービスを利活用できる環境整備を図ることも重要である。経済産業省では、平成27年1月に品質確保に向けた家事支援サービス事業者の取

⁶ 要請を受け、平成27年10月、各金融取引所によりコーポレートガバナンス報告書の記載要領が改訂された。

組指針となる「家事支援サービス事業者ガイドライン」を策定し、27年度以降、2年間かけて当ガイドラインを活用した事業者評価の検討を行っている。28年2月には、事業者が当ガイドラインにおける担保すべき項目を満たしていることを確認できる「家事支援サービス事業者自己診断ツール」を作成した。

文部科学省では、一旦離職した地域の女性が学びを通じて社会参画することを促進するため、女性が学びを通じて様々な分野で活躍したグッド・プラクティスの収集を行い、平成28年3月にはその普及と情報交換、発信のための「女性の学び応援フェスタ」を実施した。

女性の参画が少ない分野での就業等を支援するため、国土交通省では、自動車運送事業等における女性活用に向けた取組として、「新しいタクシーのあり方検討会」や「自動車整備人材の確保・育成に関する検討会」等を立ち上げ、女性が働きやすい職場環境の整備にむけた課題抽出等を行った。

また、トラック運送業においては、荷主、運送事業者等を構成員とする協議会を立ち上げ、取引環境の改善及び長時間労働の抑制に向けた議論を本格化するとともに、女性が働きやすい職場環境の整備に向けて、ITを活用して複数人で長距離運送を分担

する中継輸送の実証実験を行い、その導入促進に向けた課題抽出等を行った。さらに、国土交通省のホームページに開設した「トラガール促進プロジェクトサイト」等を活用して、経営者への啓発強化に取り組んだ。

建設業においては、平成26年8月に官民共同で策定した「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」の下、5年以内に女性の技術者・技能者の倍増を目指して様々な取組を行っている。27年度には、地域ぐるみで女性活躍を支える全国12の事業を支援、先進的な企業の事例を集めた「建設業女性の活躍応援ケースブック」を作成したほか、建設業での女性活躍推進について初の実態調査を実施した。

そのほか、女性トイレの行列解消や快適性・清潔性の向上、授乳・調乳、おむつ替えスペースの設置等について検討するため、平成27年6月に「女性が輝く社会づくりにつながるトイレ等の環境整備・利用のあり方に関する協議会」を設置した。

国立女性教育会館では、企業の管理職等を対象に、女性の活躍事例等を取り上げた「企業を成長に導く女性活躍促進セミナー」及び「ダイバーシティ推進リーダー会議」を実施した。

第6章

男女の仕事と生活の調和

第1節 仕事と生活の調和の実現

1 仕事と生活の調和に関する意識啓発等の推進

平成19年12月に政労使の合意の下に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）に基づき、官民一体となり、仕事と生活の調和実現に向けた取組が行われている。

「憲章」及び「行動指針」に基づく取組の点検・

評価結果として平成28年3月に公表された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2015」では、「行動指針」で設定されている数値目標の目標年である32年に向けて、労使等の各主体が仕事と生活の調和の実現に向けた取組を加速していくとしている。また、仕事と生活の調和連携推進・評価部会では、ワーク・ライフ・バランスの重要性に鑑み、「女性活躍加速のための重点方針2015」や女性活躍推進法の成立等を踏まえ、公共調達においてワーク・ライフ・バランス等を推進する企業をより幅広く評価する枠組みについて検討を行い、27年12月、「仕事と生活の調和連携推進・評価部会報告書～公共調達においてワーク・ライフ・バランス等

を推進する企業をより幅広く評価する枠組みについて～」を取りまとめた。

ワーク・ライフ・バランスの取組は、仕事と子育て・介護等を両立でき、その能力を十分に発揮することができるために極めて重要であることや、一般に、業務の改善・見直し等による業務の効率化、女性等多様な人材の確保・定着による企画力の高度化や市場の変化への対応力の向上等を通じ、生産性の向上が図られ、これにより、価格競争力の向上だけでなく、事業の品質の確保・向上につながることも考えられる。

平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を策定した。同指針では、女性活躍推進法第20条に基づき、国の契約のうち、総合評価落札方式及び企画競争方式を採る事業において、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定等を取得した企業を、ワーク・ライフ・バランス等推進企業として加点評価することとしている。

内閣府では、社会全体の気運醸成に向けた取組として、「カエル！ジャパン」キャンペーンを推進しているほか、月に1回、ワーク・ライフ・バランスに関する国の施策や関連行事等の情報を分かりやすく紹介する「カエル！ジャパン通信」をインターネットで配信している。また、平成27年度は、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を促進するため、関係団体と連携し、経営者及び管理職を対象としたセミナーを開催した。さらに、地方公共団体の担当者を対象としたセミナーを開催し、各地域の企業に対するワーク・ライフ・バランスの取組強化を図った。

加えて、企業における仕事と生活の調和推進のため、経営者・管理職等による人事評価を始めとした職場マネジメントの好事例を調査・研究し、その結果の周知を行った。

また、配偶者の出産直後の男性の休暇取得を促すことにより、男性の育児への参画・意識改革を進める「さんきゅうパパプロジェクト」（平成32（2020）

年に男性の配偶者の出産直後の休暇取得率80%が目標）を立ち上げ、ロゴマークを定めるとともに、ハンドブックを活用した啓発活動を行った。

厚生労働省では、職業生活と家庭生活の両立を図りやすくするための雇用環境の整備に関する周知啓発活動を積極的に行っている。

特に父親の子育てについては、育児を積極的に行う男性「イクメン」を応援し、男性の仕事と育児の両立を推進する「イクメンプロジェクト」において、参加型の公式サイト⁷の運営やハンドブックの配布等を行うとともに、男性の仕事と育児の両立を積極的に促進し、業務改善を図る企業を表彰する「イクメン企業アワード」及び部下の仕事と育児の両立に配慮する管理職を表彰する「イクボスアワード」等表彰や企業向けセミナーの開催等により好事例の普及を図っている。

また、所定外労働時間の削減及び年次有給休暇の取得促進等を推進するため、厚生労働省幹部及び都道府県労働局長が日本各地のリーディングカンパニーのトップに働き方改革の実現に向けた取組の実施を働きかけるとともに、こうした企業の先進的な取組事例を広く普及させるために「働き方・休み方改善ポータルサイト」を活用して情報発信を強化するなど、企業の自主的な働き方の見直しを促進した。加えて、民間企業が「ゆう活」に取り組むよう、働きかけを行った。

さらに、10月を「年次有給休暇取得促進期間」として集中的な広報を行うとともに、地域の行事と連携して年次有給休暇の取組を促す「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」を実施し、地域における休暇取得促進の気運を醸成した。

このほか、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）に基づき、過労死等防止対策推進協議会の意見を聴いた上で、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成27年7月24日閣議決定）を策定した。この大綱に沿って、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止に関する対策に取り組んでいる。

⁷ 厚生労働省委託事業 イクメンプロジェクト <http://ikumen-project.jp/index.html>

2 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備

(1) 働き方の見直し

厚生労働省では、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）及び「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）（平成20年厚生労働省告示第108号）に基づき、所定外労働時間の削減及び年次有給休暇の取得促進を始めとした労使の自主的な取組を促進している。

(2) 父親の子育てへの参画や子育て期間中の働き方の見直し

文部科学省では、就学時健診等の多くの親が集まる機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供を支援している。

また、父親の家庭教育への参加を促進するため、父親の家庭教育を考える集いや、企業に出向いた学習講座の実施等を支援している。

(3) 企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価

厚生労働省では、企業における仕事と家庭の両立支援について、育児・介護休業法の履行確保に取り組んでいる。

また、次世代法により、平成27年4月から開始された認定制度（「プラチナくるみん」認定）等について周知を行っている。

また、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を行う事業主等を支援するため、両立支援等助成金の支給を行っている。

さらに、「女性の活躍・両立支援総合サイト」⁸において、仕事と家庭の両立に向けた企業の自主的な取組の参考となる指標や好事例等を周知するとともに、中小企業のための「育休復帰支援プラン」策定マニュアルや介護離職を予防するための両立支援対応モデルの周知を行っている。

加えて、仕事と育児・介護等との両立支援のための取組を積極的に行っており、かつ、その成果が上がっている企業に対し、公募により「均等・両立推進企業表彰」を実施し、広く周知を図っている。

また、国及び地方公共団体においても、職員を雇用する「事業主」の立場から「特定事業主行動計画」を策定して職員の職業生活と家庭生活の両立を推進している。

(4) 農林水産業に携わる人々など多様な働き方における仕事と生活の調和の普及

農林水産省では、生産と育児や介護との両立を支援するため、家族経営協定の締結の促進を図った。

3 仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着促進

内閣府では、介護休業や介護保険等の制度やサービス等、仕事と介護の両立に資する法制度や介護サービス等の情報を一元的に提供するための『『仕事』と『介護』の両立ポータルサイト』を運営している。

厚生労働省では、育児・介護休業法の内容について周知・徹底を図るとともに、同法に規定されている育児・介護休業や短時間勤務制度等を安心して利用できる職場環境の整備を支援している。

都道府県労働局雇用均等室では、計画的に事業所を訪問し、就業規則等で必要な制度が設けられているかを確認するなど、育児・介護休業法に規定されている制度の普及・定着に向けた行政指導を実施している。また、育児休業等の申出や取得を理由とした不利益取扱いに対しては、相談者の意向に配慮しつつ、事業所に対する報告徴収を積極的に行うなど、迅速かつ厳正に対応している。

また、育児休業を取得した労働者の雇用の継続を目的として、雇用保険を財源に、育児休業給付を支給している。

第2節

多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

1 全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実

(1) 総合的な子育て支援の推進

政府は、「少子化社会対策大綱」（平成27年3月閣

⁸ 厚生労働省委託事業「女性の活躍・両立支援総合サイト」 <http://www.positive-ryouritsu.jp/>

議決定)に基づき、結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策を推進している。

内閣府は、地域少子化対策強化交付金を活用し、地域の実情に応じた先駆的な少子化対策の取組を行う地方公共団体を支援した。

また、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度として平成27年4月から本格施行された子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識の下に、(ア)認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設、(イ)認定こども園制度の改善及び(ウ)地域の実情に応じた子供・子育て支援の充実を図ることとしている。実施主体は基礎自治体である市町村であり、地域の実情等に応じて幼児期の学校教育・保育及び地域の子供・子育て支援に必要な給付・事業を計画的に実施していくこととしている。

その後、消費税率の引上げが延期される中にあって、「量的拡充」はもちろん、消費税率10%への引上げを前提とした「質の向上」を全て実施するために必要な予算を確保した上で、平成27年4月から新制度が本格施行された。施行後は各地方公共団体において直面している運営上の課題等に関する情報交換・意見交換等を行い、状況の把握に努めるとともに、パンフレットやQ&Aの作成、説明会の開催等を通じて、保護者や事業者、地方公共団体等の関係者に新制度の周知を図り、制度の円滑な運用に努めている。

また、新制度の施行にあわせて、内閣府に「子ども・子育て本部」を設置し、認定こども園、幼稚園、保育所に対する共通の給付や小規模保育等への給付等の財政支援を内閣府に一本化するとともに、一方で、学校教育法体系及び児童福祉法体系との整合性を確保する観点から、文部科学省及び厚生労働省と引き続き密接な連携を図りながら事務を実施していくこととしている。

さらに、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講ずるため、平成28年3月、子ども・子育て支援法の一部が改正された。

加えて、地方公共団体は、次世代法に基づき、地域における子育て支援や母性、乳幼児の健康の確保・増進のほか、子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備等を内容とする市町村行動計画等を策定することができることとされており、子ども・子育て支援事業計画と併せて、これに基づく取組が進められている。

(2) 経済的な子育て支援の充実

子育て世帯に対し、児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、平成24年4月から新しい制度による児童手当が支給されている。なお、所得制限額以上の者に対しては、当分の間、特例給付が支給されている。

(3) 保育サービスの整備等

厚生労働省では、喫緊の課題である待機児童の解消に向け、平成25年4月に策定した「待機児童解消加速化プラン」により、待機児童解消に意欲的に取り組む地方公共団体に対しては、その取組を全面的に支援することとしている。

子ども・子育て支援新制度では、質の高い保育・教育の提供を行うこととしている。平成27年4月1日時点の待機児童数は、23,167人で5年ぶりに増加する中、保育の受け皿拡大は喫緊の課題となっている。政府においては、待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、25年度から29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保することとしており、25・26年度の2か年で合計約21.9万人分の保育の受け皿拡大を行った。また、29年度までの5か年の整備量は約45.6万人分を見込んでいる。

今後、女性の就業が更に進むことを念頭に、待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの保育の整備量を40万人から50万人へと上積みすることとしており、その実現に当たっては、保育所等の施設整備費の上積みや、新たに小規模保育の施設整備補助を創設するなど、保育の受け皿拡大を推進することとしている。

(4) 放課後子ども総合プランの推進

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、平成26年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」では、一体型

を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることとしている。

平成27年度においては、文部科学省の「放課後子供教室」は全国1万4,392か所（27年8月現在）で、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」は全国2万2,608か所（27年5月現在）でそれぞれ実施している。

また、放課後児童クラブの質の向上については、放課後児童クラブの運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子供に保障すべき遊び及び生活の環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性の確保を図っていくため「放課後児童クラブ運営指針」を策定し、児童が安心して過ごせる生活の場としての一定の水準の質の確保及び向上を図るとともに、保護者の利用意向を反映して18時半を超えて事業を行う放課後児童クラブに賃金改善経費の上乗せに係る補助を行う「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を拡充し、常勤職員を配置するための追加費用の補助を実施することで、更なる質の向上を図った。

(5) 地域における子育て支援の拠点等の整備

文部科学省では、「幼稚園教育要領」に基づき、幼稚園の標準の教育時間（4時間）の前後や長期休業期間中等に行われる、いわゆる「預かり保育」や、子育て相談や子育てに関する情報提供、保護者同士の交流の機会の提供等、幼稚園における子育て支援活動を推進している。

預かり保育や子育て支援活動については、私立幼稚園については私学助成により支援するとともに、公立幼稚園については、地方財政措置が講じられている。

また、幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況や子供の数に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、その所要経費の一部を幼稚園就園奨励費補助金により補助している。平成27年度は、市町村民税非課税世帯の保護者負担額を月額9,100円から3,000円に引下げるとともに、市町村に対する補助の重質を図った。

就学前の教育・保育への多様なニーズに対応するため、平成18年10月から開始した認定こども園制度については、新制度で認可・指導監督権限や財政支

援を一本化するなどにより、更なる普及促進を図っている。

(6) 地域住民等の力を活用した子育て環境の整備、交流の促進

厚生労働省では、身近な場所に子育て中の親子が気軽に集まって、相談や交流を行う「地域子育て支援拠点」の設置や、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援をするとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う「利用者支援事業」の推進、保護者の通院や社会参加活動、又は育児に伴う心理的・身体的負担の軽減のために児童を一時的に預かる「一時預かり事業」を推進している。

また、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、子供の送迎や預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進している。

文部科学省では、身近な地域において、全ての親が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供等の家庭教育を支援する活動を推進している。

また、家庭訪問等により、個別に情報提供や相談を行い、学びの場や地域社会への参加を促す「家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援手法」の実証研究を行うとともに、「家庭教育支援手法等に関する検討委員会」を開催し、訪問型家庭教育支援を行うためのマニュアル及び人材育成講座の開発を行った。

このほか、地域住民、学校、行政、NPO、企業等の協働による社会全体での家庭教育支援の活性化を図るため、効果的な取組事例等を活用した全国的な研究協議を行っている。

さらに、家庭教育の基盤となる、食事や睡眠等をはじめとする子供の基本的な生活習慣の定着を図るため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するとともに、中高生を中心とした子供の自立的な生活習慣づくりを推進するため、家庭と学校、地域の連携による生活習慣改善のための実証研究（中高生を中心とした生活習慣マネジメント・サポート事業）

を全国の7つの地方公共団体で実施した。

(7) 子育てのための生活環境の整備

国土交通省では、子育てに適したゆとりある住宅・居住環境を確保するため、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進するとともに、住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを利用した融資等により、良質な持家の取得を支援している。

また、公的賃貸住宅における保育所等の子育て支援施設の一体的整備や、子育て世帯の居住の安定確保を図る民間事業者等による先導的な取組を支援したほか、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえ、子育て世帯に対し当選倍率を優遇するなどの対応を行っている。さらに、職住近接で子育てしやすい都心居住、街なか居住を実現するため、良質な住宅供給や良好な住宅市街地等の環境整備を行っている。

加えて、安全で安心な道路交通環境の整備として、歩道、自転車道等の設置、歩行者等を優先する道路構造の整備、無電柱化、交通安全施設等の整備を実施しているほか、安全で安心して利用できる幼児送迎サービスを提供するための個別輸送サービス（STS）の普及を推進している。また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に基づく取組（第9章第2節2参照）のほか、公共交通機関や公共施設等におけるベビーカー利用がしやすい環境づくりに向けた検討を行い、ベビーカー利用に関する統一的なマーク（ベビーカーマーク）の掲出を行い、ベビーカー利用にあたっての「お願い」の周知や、普及・啓発を図るキャンペーン等を実施した。

警察では、子供連れでも安心して歩くことができるよう、最高速度30キロメートル毎時の区域規制や通行禁止等の交通規制及び信号機等の交通安全施設等の整備を図るとともに、外周となっている幹線道路における交通流の円滑化対策を実施するなど、道路交通環境の整備に努めている。

また、チャイルドシートや幼児二人同乗用自転車について、安全利用に関する講習会等を開催したほ

か、地方公共団体等が実施している各種支援制度の活用を通じた普及促進に積極的に取り組んだ。

さらに、高齢運転者や妊娠中の運転者等を支援するため、高齢運転者等専用駐車区間の整備に努めた。

このほか、文部科学省、国土交通省及び警察庁では、通学路における交通安全の確保に向け、学校、教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関が連携して交通安全対策を実施するとともに、地域における定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等による継続的な取組を支援している。

2 多様なライフスタイルに対応した介護支援策の充実

厚生労働省では、介護支援策の充実を図るため、介護予防対策の推進や介護・福祉サービスの基盤整備、介護サービスの質の確保を図るとともに、介護従事者の処遇改善や人材の養成・確保対策を推進している（第9章第1節3参照）。

第3節

働く男女の健康管理対策の推進

1 メンタルヘルスの確保

厚生労働省では、事業者が労働者のメンタルヘルスケアに取り組むよう、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年3月健康保持増進のための指針公示第3号）に基づき、労働基準監督署を通じた指導や産業保健総合支援センターによる支援を実施している。

また、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」⁹において、事業者、産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して「メンタルヘルス対策の基礎知識」や「悩みを乗り越えた方の体験談」等の情報提供やメール相談等を行うとともに、平成27年9月に「こころほっとライン」¹⁰を開設し、働く人のメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関する電話相談に応じている。

さらに、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により、27年12月か

⁹ 厚生労働省委託事業 こころの耳 <http://kokoro.mhlw.go.jp/>

¹⁰ 「こころほっとライン」 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000095839.html>

ら、労働者数50人以上の事業場にストレスチェックの実施とその結果に基づく面接指導の実施等が義務付けられたところであり、その周知徹底を図っている。

2 女性労働者の母性保護及び母性健康管理

厚生労働省では、男女雇用機会均等法に基づいた母性健康管理の措置（健康診査の受診等に必要な時間の確保及び医師等の指導事項を守るために必要な措置を講じること）及び労働基準法（昭和22年法律第49号）の母性保護規定（産前産後休業、危険有害業務の就業制限等）について、事業主、女性労働者、医療関係者等に対し周知・徹底を図っており、その一環として企業や働く女性に対し、母性健康管理に関する情報を提供する支援サイト「妊娠・出産をサポートする 女性にやさしい職場づくりナビ」¹¹の運営を行っている。

また、母性健康管理に関して必要な措置を講じないなど男女雇用機会均等法違反の企業に対し、指導を行うとともに、労働者と事業主の間の紛争については、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び機会均等調停会議による調停により、紛争の円滑か

つ迅速な解決を図っている。

さらに、事業主が母性健康管理の措置を適切に講ずることができるように、女性労働者に対して出された医師等の指導事項を的確に事業主に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用を促進している。

3 妊娠・出産する女性の就業機会確保

厚生労働省では、妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱いについて、女性の労働者の立場に配慮しつつ迅速・丁寧に対応を進めるとともに、男女雇用機会均等法等違反や雇用管理に問題があると考えられる場合は、平成27年1月23日に発出した通達を踏まえ、事業主に対する積極的な報告徴収・助言・指導を実施している。

また、労働者と事業主の間の紛争については、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び機会均等調停会議による調停により、紛争の円滑かつ迅速な解決を図っている。

さらに、妊娠・出産等を理由とする就業環境を害する行為の防止措置の事業主に対する義務付け等を行うため、男女雇用機会均等法等が平成28年3月に改正された（第5章第1節参照）。

第7章

活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

第1節

意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

1 意識と行動の変革

農林水産省では、活力ある農山漁村の実現や固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、女性の役割を適正に評価し、農山漁村に暮らす男女が、自分の生き方を自由に選択し、自分の人生を自身で設計・

実現していくことができるよう、「農山漁村女性の日」（毎年3月10日）を中心とした関係団体による記念行事の開催、地域における優良な女性の取組や女性登用に積極的な組織の表彰への支援等、男女共同参画社会の形成に向けた普及啓発等を推進した。

また、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、栄養バランスにすぐれた「日本型食生活」の実践に結び付く食育を推進した。

¹¹ 「妊娠・出産をサポートする 女性にやさしい職場づくりナビ」
PC用サイト <http://www.bosei-navi.go.jp/>
携帯用サイト <http://www.bosei-navi.go.jp/mobile/>
スマートフォン用サイト <http://www.bosei-navi.go.jp/sp/>

2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

農林水産省では、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月閣議決定）や、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）による改正後の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）及び農業協同組合法（昭和22年法律第132号）（平成28年4月施行）において、農業委員会の委員、農業協同組合の役員について、年齢及び性別に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならない旨の規定が置かれたことを受けて、農山漁村における女性の政策・方針決定過程への参画拡大を促進するため、全国各地における女性農業委員の研修会や改正農業協同組合法に係る説明会の開催、女性の登用状況の調査・公表、女性の登用促進に向けた推進活動等を実施した。

また、農業・農村において重要な役割を果たしている女性の意見が、地域の方針決定に着実に反映されることが重要であるため、人・農地プランの策定に当たっては、集落・地域における話し合いや、市町村における検討会への女性農業者の参画を義務づけるとともに、その割合を30%以上にするを旨とするなど、地域の方針決定過程への企画・立案段階からの女性の参画を促進した。

第2節 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

農林水産省では、地域農産物を活用した起業活動

による農産物加工や販売等を通じて、我が国の農業・農村において重要な役割を果たしている女性農業者の活躍への支援を充実・強化することとし、女性による経営や起業活動、6次産業化の取組を更に発展させるため、関連する施策をより強力に進めていく観点から、補助事業の実施に当たり、女性による取組事例の情報提供等を通じて女性による事業活用を促進した。また、「農業女子プロジェクト」等を通じた女性農業経営者の取組の発信や地域ネットワークを強化するとともに、女性の活躍推進に取り組む農業法人等を認定・表彰し、女性が活躍する先進的取組を全国に広げるなど、女性の能力が一層発揮されるよう支援した。

第3節 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

1 快適に働くための条件整備

農林水産省では、家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進した。

2 高齢化の進展への対応

農林水産省では、農山漁村地域において、集落が市町村、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）等多様な主体と連携を行い、豊かな自然や「食」を福祉等に活用した手づくり活動等、都市と農村の共生・対流を推進する取組を支援した。

第8章

貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

第1節 セーフティネットの機能の強化

1 社会保険の適用拡大の検討

厚生労働省では、短時間労働者への厚生年金・健

康保険の適用拡大の平成28年10月からの円滑な施行に向けて、必要な準備に取り組んだ。また、中小企業についても、労使合意に基づき、適用拡大の途を開くこと等を内容とする「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」を第190回通常国会に提出した（第3章

第1節3参照)。

2 就労による経済的自立を目指す仕組みの確立

厚生労働省では、雇用保険を受給できない求職者を対象に、職業訓練を実施するとともに、訓練期間中の生活を支援し、訓練の受講を容易にするための給付金を支給することなどにより早期の就職を支援する「求職者支援制度」を実施している。

第2節

安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題

1 ひとり親家庭等に対する支援の推進

厚生労働省では、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)等に基づき、(ア)保育所等の優先利用、日常生活支援事業等の子育て・生活支援策、(イ)母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭等自立支援給付金等の就業支援策、(ウ)養育費相談支援センター等による養育費の確保策、(エ)児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けによる経済的支援策といった総合的な自立支援策を展開している。また、平成25年3月から施行された母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)等に基づき、ひとり親の就業支援に関する施策の充実や民間事業者に対する協力の要請等を行っている。

また、ひとり親家庭の自立支援の拡充を図るため、児童扶養手当法の一部を改正する法律(平成22年法律第40号)により児童扶養手当の支給対象を父子家庭の父にも拡大し(平成22年8月)、生活保護の母子加算についても引き続き支給した。

平成27年度においては、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭・多子世帯等の自立を応援するため、支援を必要とする家庭に対し、行政の支援が確実につながる仕組みを整えるとともに、子育て、教育、生活、就業、住居、経済面等について、支援の一層の充実を図る必要があることから、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を策定した。

また、平成27年度補正予算において、ひとり親家

庭高等職業訓練促進資金貸付事業を創設し、高等職業訓練促進給付金の支給対象者に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることとしている。

平成27年10月からマザーズハローワーク事業として、ひとり親への支援の充実を図るため、地方公共団体やひとり親への支援を行うNPO法人等と連携した就職支援を実施している。

2 生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組

貧困の世代間連鎖の解消等を目指し、政府は「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)等に基づき、子供の貧困対策を総合的に推進している。

内閣府では、子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や民間資金を活用した支援等、官公民の連携・協働プロジェクトを推進することとされており、平成27年10月に「子供の未来応援国民運動」を始動させた。

文部科学省では、生まれた家庭の経済状況等にかかわらず、全ての意欲と能力ある子供達が希望する教育を受けられるよう、例えば以下のような取組により教育費の負担軽減を進めている。

ア 幼稚園の入園料や保育料に係る経済的負担を軽減する「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、その所要経費の一部を補助している(第6章第2節1(5)参照)。

イ 経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者への就学援助を実施する市町村に対して、生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する要保護者の就学援助にかかる経費を補助している。なお、要保護者に準ずる程度に困窮している準要保護者の就学援助にかかる所要の経費については、地方財政措置が講じられている。

ウ 高等学校段階の経済的支援については、授業料負担軽減のための高等学校等就学支援金や授業料以外の教育費に充てる高校生等奨学給付金等を実施している。高等学校等就学支援金は、年収約

910万円¹²未満の世帯の生徒に、年額約12万円支給される。私立高校であれば所得に応じて年額最大約30万円まで加算支給される。また、高校生等奨学給付金は、低所得世帯（生活保護受給世帯・住民税非課税世帯）に対する支援として支給される。なお、いずれも返済不要の支援である。

エ 高等教育段階における取組として、意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することがないように、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業の充実や、各大学が実施する授業料減免等への支援を行うとともに、学生等に対し、自らが次の社会の担い手であることの気づきを促す各大学等の取組を奨励している。また、大学院生に対しては、給与型の経済的支援として、ティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）の業務に対する給与を各大学が自主的に支給している。

第3節

男女の自立に向けた力を高める取組

1 若年期の自立支援の充実

文部科学省では、後期中等教育修了までの子供たちへのキャリア教育を推進している（第12章第2節1(1)参照）。また、困難な状況に置かれた児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援した。

厚生労働省では、地域の若者支援機関から成るネットワークの拠点となる「地域若者サポートステーション」を全国に設置し、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラムを実施した。

内閣府では、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた重層的な支援を提供するための「子ども・若者支援地域協議会」の設置を促進するため、同協議

会を設置していない都道府県等を対象に、各地方公共団体の実情に応じて講習会等を行う事業を実施した。また、アウトリーチ（訪問支援）に関する研修を始めとする各種研修を実施している。

2 暴力被害当事者等のエンパワメントに向けた支援の充実

内閣府では、地方公共団体及び民間団体等の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象に、配偶者からの暴力の被害者の自立支援に関する情報提供を行っている（第10章第2節3参照）。

3 個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援やサービスの提供

内閣府では、国や地方公共団体が設置している育成支援機関の担当者及び学校教育関係者等の参加を得て、全国6ブロックで青少年育成支援機関連携会議を開催し、関係機関・団体との連携体制の在り方や育成支援機能の充実強化のための方策について情報交換等を行い、一層の活動の充実を図っている。

警察では、少年サポートセンターにおいて、少年や保護者等からの悩みや困りごとの相談に応じ、カウンセリング等の専門知識を有する少年補導職員等が相談者に指導・助言を行っている。

¹² 年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯の目安。

第9章

高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

第1節

高齢者が安心して暮らせる環境の整備

1 高齢男女の就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援

(1) 定年の引上げ、継続雇用制度導入等による65歳までの雇用の確保等

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）では、平成25年4月から、65歳までの希望者全員の雇用が確保されるよう、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが廃止された。厚生労働省では、これに基づき、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置が着実に実施されるよう、事業主への指導・支援に取り組んでいる。

(2) ジョブ・カードによる再就職支援の推進等

高年齢者等の再就職に資するため、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく求職活動支援書の作成に当たっては、ジョブ・カードを活用することが可能となっており、厚生労働省では公共職業安定所等において積極的に周知している。

(3) シルバー人材センターの支援等

厚生労働省では、定年退職後等の高年齢者に対し、地域の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業を確保・提供するシルバー人材センターを通じて、高年齢者の多様なニーズに応じた就業の促進に努めている。

(4) 学習機会の整備等

独立行政法人国民生活センターでは、消費者側の視点から注意点を簡潔にまとめたメールマガジン「見守り新鮮情報」を月2回程度、行政機関のほか、高齢者や高齢者を支援する民生委員や福祉関係者等に向けて配信している。

政府広報オンラインからは、インターネットテレビ（「私は大丈夫！そんなあなたを狙う特殊詐欺」等）、ラジオ番組（「振り込め詐欺に騙されるな！」「原野商法の2次被害トラブルに注意！」「金融商品、うまい話には気を付けよう！」）を配信し、消費者への周知活動を行った。

文部科学省では、高齢者の地域参画に関する事例やノウハウを共有し、地域参画に意欲を持つ高齢者と活動の場を結びつける環境整備を促進するため、平成28年3月に東京都豊島区、文京区、大分県別府市、秋田県北秋田市において、高齢者施策に関わる担当者や団体関係者等の参画による「長寿社会における生涯学習政策フォーラム」を開催した。

(5) 高齢男女の社会参画の促進

政府は、「高齢社会対策大綱」（平成24年9月閣議決定）に基づき、関係行政機関が連携・協力を図りつつ、施策の一層の推進を図っている。

内閣府では、年齢に捉われず、自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送る高齢者や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を、「高齢社会フォーラム」等を通じて広く紹介している。

文部科学省では、総合型地域スポーツクラブ等の育成を推進するとともに、いつまでも健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、運動・スポーツに無関心な層等に対して地方公共団体が行う取組へ支援することにより、スポーツを通じた健康増進を推進している。

厚生労働省では、地方公共団体における高齢者の生きがい・健康づくりの推進や老人クラブの活動への支援を行っているほか、「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」に対する支援を行っている。

また、雇用対策法（昭和41年法律第132号）において、労働者の募集・採用における年齢制限が原則として禁止されているところ、年齢にかかわらず均等な機会が確保されるよう事業主への周知・指導

等に取り組んでいる。

2 高齢男女の生活自立支援

厚生労働省では、社会福祉協議会が実施する高齢者の日常生活を支援する事業（日常生活自立支援事業）について、男女別のニーズへの配慮を含め、利用者ニーズに応じて地域包括支援センターや民生委員等とも連携し推進を図っている。

法務省では、判断能力の低下した高齢者等の権利を擁護するため、成年後見人等がその財産管理等を行う民法上の制度である成年後見制度の周知を図っている。

政府は、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に取り組んでいる（本章第2節2参照）。

3 良質な医療・介護基盤の構築等

(1) 生活習慣病・介護予防対策の推進

厚生労働省では、平成25年度から「健康日本21（第二次）」を推進するなど、生活習慣病対策の一層の推進を図っている（第11章第1節1参照）。

介護保険制度については、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を構築するため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）が平成26年6月から施行されている。

認知症施策については、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」（平成27年1月厚生労働省公表）に基づき、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進している。

(2) 介護基盤の構築と安定的医療提供体制の整備

厚生労働省では、平成37年の高齢社会に対応できる医療提供体制を構築するため、27年度から都道府県が地域医療構想を策定しており、その実現のため、地域医療介護総合確保基金を活用し、病床の機能分化・連携の推進に向けた取組を行っている。

医師の確保・偏在については、医学部定員の増員を図るとともに、医師不足病院の医師確保の支援等

を行う「地域医療支援センター」の取組を中心に、地域医療介護総合確保基金を活用して地域の実情に応じた取組を行っている。また、救急医療の充実を図るため、重篤な救急患者を24時間受け入れる救命救急センター等への財政支援を行っている。さらに、都道府県が策定している医療計画の実効性を高めるため、「医療計画作成支援データブック」の提供や、都道府県職員を対象とした研修の開催等の支援を行っている。

経済産業省では、高齢者や障害者等の自立を支援し、介護者の負担軽減を図るため、福祉機器開発のための実用化支援を行っている（Ⅱ-9-1表参照）。

総務省では、医療・介護情報の連携基盤の全国展開に向け、在宅医療・介護を含む情報連携のモデル実証を行うなどの取組を推進している。

(3) 介護サービスの質の確保等

厚生労働省では、高齢者が介護サービスを適切に選択し、利用できるよう、介護サービス事業者の運営基準の適切な運用を図るとともに、平成18年4月から「介護サービス情報の公表」制度により、都道府県が行う事業所調査、情報の公表等の総合的な支援を行っている。また、介護サービス事業者の参入促進、福祉用具の開発・普及等の施策を推進している。

(4) 高齢者介護マンパワーの養成・確保対策の推進

厚生労働省では、介護福祉士、介護支援専門員及び訪問介護員について、養成研修や資質の向上のための研修等を推進するとともに、その内容の充実等を行っている。また、全国の主要なハローワークに設置された「福祉人材コーナー」等において、福祉分野のきめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言、指導等を実施している。

都道府県に設置されている福祉人材センターにおいては、当該センターに配置された専門員が求人事業所と求職者間双方のニーズを的確に把握した上で、マッチングによる円滑な人材参入・定着支援、職業相談、職業紹介等を実施している。

介護労働者の雇用管理改善のため、平成27年5月、「介護雇用管理改善等計画」（平成27年厚生労働省告示第267号）を改正したほか、労働環境の改善に資する介護福祉機器や雇用管理制度等を導入する事

業主への助成、介護労働安定センターによる雇用管理改善のための相談援助や実践力を備えた介護人材の育成を図るための介護労働講習を行っている。また、「魅力ある職場づくり」の必要性やメリットの啓発を行い、更には具体的な取組を促す事業を行った。

第2節

障害者が安心して暮らせる環境の整備

1 総合的な障害者施策の推進

障害の有無にかかわらず国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現するため、政府は、平成25年9月に閣議決定した「障害者基本計画（第3次）」に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進している。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の平成28年4月の施行に向け、政府における施策の基本的な方向等を示す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月閣議決定）に即して、各行政機関等の長は職員に向けた対応要領を、各主務大臣は事業分野ごとの対応指針を作成し、公表した。

さらに、前年に引き続き、全国10か所で「障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム」等を開催し、各地における取組の促進と気運の醸成を図った。

加えて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の施行後3年（平成28年4月）を目途とした見直しに向けて、社会保障審議会障害者部会において、平成27年4月から同年12月にかけて計19回の審議を行い、今後の取組について報告書を取りまとめた。報告書に盛り込まれた事項のうち法律改正を要する事項に対応するため、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」を28年3月1日に閣議決定し、第190回国会に提出した。

内閣府では、「共生社会」の理念の普及を図るため、

「障害者週間」（毎年12月3日から同月9日まで）を中心に、幅広い啓発・広報活動を行っている。平成27年度の「障害者週間」行事では、「障害者フォーラム2015」において、全国から募集した「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の最優秀作品の内閣総理大臣表彰等を行うなど多様な事業を実施した。

平成26年1月に我が国が批准し、同年2月に発効した「障害者の権利に関する条約」では、特に、障害のある女性が複合的な差別に直面することがあるとの認識から、第6条「障害のある女子」が定められている。

2 障害者の自立を容易にするための環境整備

文部科学省では、障害のある児童生徒等に対する乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援を行うため、早期からの教育相談・支援体制の構築、高等学校等における発達障害のある生徒へのキャリア教育の充実、発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援に取り組むほか、障害の特性に応じた支援機器等教材の研究開発等を行っている。また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の発達障害教育情報センターにおいて、発達障害に関する正しい理解や支援等に関する様々な教育情報等を、インターネットを通じて提供し、厚生労働省とも連携をしながら、必要なコンテンツ等の充実を図っている¹³。

政府は、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成20年3月バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定）に基づき、障害者、高齢者、妊婦や子供連れの人を含む全ての男女が社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と喜びを持って生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に取り組んでいる。

また、高齢者や障害者等の自立を支援し、介護者の負担軽減を図るため、福祉機器の開発のための実用化支援、情報バリアフリー環境の整備、高齢者等にやさしい住まいづくり、まちづくり、都市公園、公共交通機関、道路交通環境等高齢者や障害者等が

¹³ 国立特別支援教育総合研究所発達障害教育情報センター <http://icedd.nise.go.jp/>

Ⅱ-9-1表 高齢者や障害者等の自立を容易にする社会基盤の整備

情報バリアフリー環境等の整備	
総務省	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者・障害者向け通信・放送サービスを行うための技術の研究開発に対する支援 ○身体障害者向け通信・放送サービスの提供や開発を行う企業等に対する支援 ○字幕番組・解説番組等の普及促進
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉機器の実用化開発支援の推進
高齢者や障害者等にやさしい住まいづくりの推進	
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅のバリアフリー化の積極的な推進 ○公的賃貸住宅の建替え等に併せて高齢者等の生活を支援する施設を誘導する取組の促進 ○シルバーハウジング・プロジェクトの推進 ○市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等への支援や、公的賃貸住宅と社会福祉施設等の一体的整備を行う場合、補助の上乗せ ○サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進 ○高齢者の所有する戸建て住宅等を広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替えの促進 ○住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を活用した、高齢者が自ら居住する住宅の建設、購入又はリフォーム資金及びサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関によるリバースモーゲージの推進 ○住宅金融支援機構のバリアフリーリフォーム融資（高齢者向け返済特例制度）の活用による高齢者自らが行う住宅のバリアフリー化の推進
高齢者や障害者等にやさしいまちづくりの推進	
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー法に基づく建築物、道路、都市公園、路外駐車場、官庁施設等のバリアフリー化の推進
高齢者や障害者等にやさしい公共交通機関の整備	
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー法に基づく地方公共団体、公共交通事業者等によるバリアフリー化の取組の促進 ○「心のバリアフリー」を促進するためのバリアフリー教室等の実施 ○バリアフリー化施設の整備等の促進 ○ベビーカーを利用しやすい環境づくりの推進
道路交通におけるバリアフリーの推進	
警察	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者等感応信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備、道路標識の大型化・高輝度化の推進等 ○歩車分離式信号の導入・運用 ○信号灯器のLED化
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○歩道の段差・傾斜・勾配の改善、幅の広い歩道の整備等による歩行空間のバリアフリー化、無電柱化の実施

自立しやすい社会基盤の整備を推進している。

さらに、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（最終改正平成23年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号）や「交通政策基本計画」（平成27年2月閣議決定）等に基づき、関係省庁が、住まいづくり、まちづくり、都市公園、公共交通機関及び道路交通環境の整備を推進している（Ⅱ-9-1表）。

3 雇用・就労の促進

文部科学省では、障害のある子供が自立し社会参加するために必要な力を培うため、特別支援学校高等部等において職業教育に係る取組を推進している。

近年の障害者雇用状況は、雇用障害者数が12年連続で過去最高を更新するなど、着実に進展している。厚生労働省では、中小企業を中心に更なる障害者雇用の取組を推進するため、中小企業向けの就職面接会を実施するなど、中小企業に重点を置いた雇用率

の達成に向けた指導を実施した。

また、精神障害等の多様な障害がある者については、ハローワークと福祉、教育、医療等の関係機関とが連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」を実施するとともに、求職者へのカウンセリング業務や企業への意識啓発を行う「精神障害者雇用トータルサポーター」をハローワークに配置するなど、障害特性に応じたきめ細かな支援を実施した。

さらに、福祉、教育から雇用への一層の促進に向けて、地域で就労と生活の両面の支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」を拡充するとともに（平成26年度325センター→27年度327センター）、その機能強化を図るなど、雇用施策と福祉施策が一体となった取組を行った。

第3節

外国人が安心して暮らせる環境の整備

法務省の人権擁護機関では、外国人に対する偏見や差別の解消を目指して、「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布、ポスターの掲出やリーフレットの配布等、各種啓発活動を行っている。また、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を設置し、日本語を自由に話せない外国人からの人権相談に応じている。加えて、平成27年においては、英語及び中国語の通訳を配置した専用相談電話である「外国語人権相談ダイヤル」を新設するとともに、外国人のための人権相談所を拡充（8か所→10か所）した。このほか、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めていることから、こうした言動に焦点を当てた啓発活動に取り組んだ。

文化庁においては、我が国に居住する外国人が、安心・安全に生活するために必要な日本語能力を習得し、日本社会の一員として円滑に生活を送ることができるよう、日本語教育の推進を図ることを目的とした、「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」を実施し、地域における日本語教育に関する優れた取組の支援、日本語教育の充実に資する研修を行っている。平成27年度は56団体に委託を

行った。

文部科学省では、外国人の児童生徒等の教育の充実のため、日本語指導等を行うための教員定数の加配措置、独立行政法人教員研修センターにおける日本語指導者等に対する研修、各地方公共団体が行う公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組への支援等を実施しているほか、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）において日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」を編成・実施できるようにしている。

また、平成27年度より、就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体を補助している。

さらに、学習指導要領に基づき、子供たちが広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるために、国際理解教育を推進している。

人身取引対策に関する関係省庁では、「人身取引対策行動計画2014」に基づき、人身取引対策の取組を進めている（第10章第6節参照）。

法務省入国管理局では、人身取引が重大な人権侵害であり犯罪であるとの認識の下、被害者である外国人について、関係機関と連携して適切な保護措置を講ずるとともに、被害者の立場に十分配慮しながら、本人の希望等を踏まえ、在留期間の更新や在留資格の変更を許可し、被害者が不法残留等の出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）違反の状態にある場合には、在留特別許可を付与するなど、被害者の法的地位の安定を図っている。

なお、平成17年から27年までの11年間に、入国管理局が保護又は帰国支援した人身取引被害者は356人であり、そのうち不法残留等、入管法違反の状態となっていた156人全員に対し、在留特別許可を付与している。

日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）では、人身取引被害者が総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づく民事法律扶助制度を活用可能な場合もあることから、婦人相談所等にリーフレットを配布して同制度の周知を行った。また、人身取引被害者が収入等の一定の要件を満たす場合には、

国選被害者参加弁護士の選定を請求できること（被害者参加人のための国選弁護制度）や、刑事裁判の公判期日等に出席した場合に旅費等を請求できること（被害者参加旅費等支給制度）等も併せて周知した。

第4節 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応

法務省の人権擁護機関では、法務局等において、人権相談に積極的に取り組むとともに、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制の充実を図っている。

なお、女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めるほか、必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図っている。

文部科学省では、学校教育において、児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の意識を高める教育を推進している。また、平成27年4月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、学校における適切な教育相談の実施等を促している。社会教育では、社会教育主事の養成や研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、資質の向上を図った（第3章第3節1参照）。

厚生労働省では、医療関係者の養成課程において、人の尊厳を幅広く理解するための教育内容を含めることを求めるなど、患者等の人権を十分に尊重するという意識・態度の育成を図っている。

厚生労働省では、医療関係者の養成課程において、人の尊厳を幅広く理解するための教育内容を含めることを求めるなど、患者等の人権を十分に尊重するという意識・態度の育成を図っている。

第10章 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第1節 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

1 女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成

男女共同参画推進本部は、毎年11月12日から同月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

内閣府では、若年層に対する効果的な予防啓発を行うため、若年層に対して教育・啓発の機会を持つ教育機関の教職員、地方公共団体において予防啓発事業を担当している行政職員、予防啓発事業を行っている民間団体等を対象として研修を実施した。

2 相談しやすい体制等の整備

(1) 相談・カウンセリング対策等の充実

内閣府では、配偶者からの暴力について相談できる窓口を知らない被害者を相談機関につなぐため、発信地等の情報から最寄りの配偶者暴力相談支援センター等の相談機関の窓口へ自動転送する「DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス（DV相談ナビ）」¹⁴を実施している。

警察では、被害女性の二次的被害の防止や精神的被害の回復を図るため、性犯罪、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の被害女性から事情聴取を行うことのできる女性警察官や心理学等に関する知識を有しカウンセリング等を行うことのできる職員等の確保や、民間のカウンセラー等との連携に努めている。また、被害女性の心情等を理解しこれに配慮した対応等について警察職員に対する教養を充実させている。さらに、被害者等の精神的被害が著しく、その回復、軽減を図る必要がある場合には、被

¹⁴ DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス（DV相談ナビ） ナビダイヤル 0570-0-55210（全国共通）

害直後から臨床心理士等を派遣し、被害者等の精神的ケアを行っている。

また、「性犯罪被害110番」、全国統一番号の警察相談専用電話「#9110」番や各都道府県警察に設置している各種相談窓口の整備・充実を推進するとともに、女性相談交番の指定や鉄道警察隊における女性被害者相談所の設置を行っている。

法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置するとともに、インターネット人権相談受付窓口を開設するなどして、夫・パートナーからの暴力やセクシュアル・ハラスメント等女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図っている。平成27年度においては、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を設けた。

法テラスでは、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体との連携・協力の下、全国各地の相談窓口等の情報を収集し、犯罪被害者等に対して、その相談内容に応じた最適な相談窓口や法制度に関する情報を速やかに提供するほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介するなどの犯罪被害者支援業務を行っている。また、経済的に余裕のない者が民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助や、日本弁護士連合会から委託を受けて行っている弁護士を通じた各種援助を行っている。さらに、国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保や裁判所への指名通知、被害者参加旅費の支給等の業務を行っている。これらの業務を迅速・適切に行うため、地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会に参加するなどして関係機関等との連携強化に努めているほか、犯罪被害者支援業務担当職員研修において、二次的被害の防止等に関する研修を行うなどして担当職員の能力向上に努めている。

厚生労働省では、婦人相談所において休日夜間も含めた相談体制の強化を図るなど、婦人相談所職員、婦人相談員等による被害女性からの相談体制の充実を図っている。また、助産師について、助産師養成機関の卒業時の到達目標の中に、「思春期の男女への支援としてDV予防を啓発する」ことなどを盛り込んでいる。

(2) 研修・人材確保

内閣府では、地方公共団体及び民間団体等の関係者を対象として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）や、配偶者からの暴力及びストーカー行為への対応に関する専門的な研修を実施している。

また、地方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援を行う支援員を対象とした性犯罪に関する研修を実施した（本章3節2参照）。

警察では、警察職員に対し、女性の人権擁護の視点に立った適切な対応等について教育を実施するとともに、女性に対するストーカー事案や配偶者からの暴力事案、性犯罪等の捜査要領等に関する教育を実施している。

法務省では、検察職員に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、人身取引、児童ポルノ・児童買春等に係る関係法令や、被害者の保護・支援に関する講義を実施している。

また、矯正官署職員に対する各種研修の中で、配偶者からの暴力の防止等、女性の人権問題に関する講義を実施している。更生保護官署職員については、保護観察官を対象とした研修等において、配偶者からの暴力の防止及び女性に対する配慮等を含めた犯罪被害者等の保護・支援に関する講義を実施している。

さらに、各地方入国管理官署の業務の中核となる職員を対象とした人権研修において、人身取引対策や配偶者からの暴力対策等に関する講義を実施しているほか、人身取引及び配偶者からの暴力に関係する業務に従事する職員を対象として、これらの対策に特化した専門的な研修を実施している。

人権擁護事務担当者に対する研修においては、配偶者暴力防止法についての講義をカリキュラムに盛り込んでいる。また、人権擁護委員に対して実施する「人権擁護委員男女共同参画問題研修」に夫・パートナーからの暴力や性暴力被害者等についてのカリキュラムを組み込むなど、この問題への対応に努めている。

厚生労働省では、全国の婦人相談所職員、婦人相談員等を対象に、配偶者からの暴力被害者や人身取引被害者等に対する支援に関する研究協議会を開催した。また、婦人相談所等の指導的立場にある職員を対象に、配偶者からの暴力被害者等の支援におけ

る関係機関の連携について研修を実施した。さらに、各都道府県による、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、福祉事務所、民間団体等において直接被害女性を支援する職員や、婦人相談員等を対象とした専門研修の実施を支援している。

(3) 厳正かつ適切な対処の推進

警察では、被害者等の生命・身体の安全の確保を最優先に、刑罰法令に抵触する場合には、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて、防犯指導や関係機関の紹介等の適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には相手方に指導警告するなどして、被害女性への支援を推進している。

また、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の人身の安全を早急に確保する必要性が認められる事案に一元的に対処するための体制を、平成26年4月までに全国の警察本部に確立し、組織による的確な対応を徹底している。

さらに、従来の検挙活動や防犯活動に加え、性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・警告等の措置を講じる先制・予防的活動の積極的な推進により、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。

法務省の人権擁護機関では、夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等についても、より一層積極的に取り組み、被害者からの申告等を端緒に人権侵犯事件として調査の上、適切な措置を講じている。

(4) 関係機関の連携の促進

内閣府では、地方公共団体に対し、女性に対する暴力に関する国の関係施策について周知するとともに、関係機関との連携協力について促している。

警察では、各都道府県の被害者支援連絡協議会や警察署レベルでの被害者支援地域ネットワーク等を通じて、関係機関相互の連携を強化している。また、各都道府県において民間の被害者支援団体が、電話又は面接による相談、裁判所への付添い等を行っており、警察は、これらの団体の運営を支援している。

3 女性に対する暴力の被害者に対する効果的な支援

内閣府では、地方公共団体、民間団体等の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象としたワークショップを実施し、官官・官民の更なる連携強化等を図った（本章第2節1参照）。

警察では、女性に対する暴力の被害者に対して、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じた必要な自衛措置等暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行っている。また、必要に応じて通信指令システムへの電話番号登録やビデオカメラの貸与等被害防止に資する支援を行っている。

4 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり

警察では、「安全・安心まちづくり推進要綱」に基づき、防犯カメラの整備を促進するなど、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを積極的に推進している。

また、パトロールの効果的推進、地域住民等の行う自主防犯活動の支援を行うとともに、防犯ボランティア団体、地方公共団体等と連携しつつ、防犯教育（学習）の実施、防犯マニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯指導、助言等を積極的に行うほか、女性に対する暴力等の被害者からの要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を推進している。

さらに、近年、繁華街等において少年の性を売り物とする営業が出現していることから、これらの営業について各地域の実態把握に努めるとともに、各種法令を適用した取締りを実施するほか、稼働している女子高校生等に対する補導を推進している。加えて、コミュニティサイトに起因する児童の犯罪被害が増加していることなどから、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する児童の犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に関する広報啓発活動を推進している。特に、スマートフォン等の普及を踏まえ、関係府省等と連携し、携帯電話事業者に対する保護者へのフィルタリング等の説明強化に関する要請のほか、入学説明会等の機会を捉えた保護者に対する啓発活動や児童に対する情報モラ

ル教育等の取組を推進している。

5 女性に対する暴力に関する調査研究等

警察では、相談受理等を通じて認知したストーカー事案及び配偶者からの暴力事案について所要の分析を行うとともに、その結果を警察庁ホームページ等で公表している。

厚生労働省では、婦人保護施設の役割と機能に関する調査研究及び婦人相談所と関係機関の連携に関する調査研究を実施した。

第2節

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

1 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項

関係府省では、配偶者暴力防止法及び同法に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（平成25年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）に沿って、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を積極的に推進している。

全国の都道府県等には、配偶者暴力防止法に基づいて、262か所（平成28年3月現在）の配偶者暴力相談支援センターが設置されており、配偶者からの暴力に係る相談、カウンセリング、一時保護（婦人相談所のみ）、自立支援等の業務を実施している。また、このうち市町村における配偶者暴力相談支援センターの数は89か所（27年12月現在）となっている。

内閣府では、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ法令、制度及び関係機関についての情報等を収集し、内閣府のホームページを通じ、外国語版も含め提供している。

また、地方公共団体及び民間団体等の関係者（配偶者暴力相談支援センター長、事業の企画等を担当する職員、相談員等）を対象としたワークショップ等を行う「女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業」を実施し、地域における関係者の連携事例や先進的な取組の共有・意見交換等を通じ、官官・官民の更なる連携強化等を図った。

警察では、配偶者暴力防止法に基づき、裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けたときは、配偶者暴力相談支援センターと連携し被害者の安全の確保を図るとともに、被害者に防犯上の留意事項を教示するなど、事案に応じた必要な措置を講じている。保護命令違反を認めたときには、検挙措置を講ずるなど厳正かつ適切に対処している。

また、各都道府県の被害者支援連絡協議会の下に設置されている性犯罪被害者支援分科会やDV・ストーカー被害者支援分科会、警察署レベルでの被害者支援地域ネットワーク等を通じて、関係機関相互の連携を強化している。

法務省の人権擁護機関は、関係機関との情報交換等を通じて、被害女性の救済に向けた連携の強化を図っている。

法務省入国管理局では、地方入国管理局等の総務課に關係機関等との窓口となるDV（配偶者からの暴力）対策事務局を設置するなどの体制を構築し、関係機関等との連携強化を図るとともに、外国人被害者の保護に努めている。

厚生労働省では、配偶者からの暴力被害者の保護及び自立支援について、婦人相談所と関係機関等との連携の強化を図っている。具体的には、各都道府県による、婦人相談所と福祉事務所、民間シェルター等関係機関との定期的な連絡会議・事例検討会議の開催や関係機関の情報を掲載したパンフレット等の作成を促進している。

2 相談体制の充実

内閣府では、配偶者暴力相談支援センターにおいて、被害者に配慮した相談対応が行われるようになるため、相談員等に研修を実施している。

警察では、各都道府県警察の相談窓口の利便性を向上させ、被害者からの事情聴取に当たっては、プライバシーの保護に配慮されたソフトな雰囲気相談室等で行うなどして、被害者が相談・申告しやすい環境の整備を図っている。

法務省の人権擁護機関では、法務局等における人権相談所、「女性の人権ホットライン」及びインターネットによる人権相談受付窓口において、配偶者からの暴力を含めた相談に応じているほか、被害者の申告等により、配偶者からの暴力事案を認知した場合は、速やかに所要の調査を行い、必要に応じて、

配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、一時保護施設への紹介等の援助をし、加害者に対しては、事案に応じて、改善を求める説示等の措置を講じている。

厚生労働省では、婦人相談所におけるDV等に関する相談・援助等において、弁護士等による法的な調整や援助を得る「法的対応機能強化事業」を実施している。

3 被害者の保護及び自立支援

内閣府では、地方公共団体及び民間団体等の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象としたワークショップにおいて、被害者の自立支援に関する情報提供を行っている。

また、社会内における加害者更生プログラムに関する現在の課題や今後の在り方等について考察するため、「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究」を実施した。

警察では、女性に対する暴力の被害者に対して、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じた必要な自衛措置等暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行っている（本章第1節3参照）。

また、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者等が相談に訪れた際、事案の危険性や被害の届出及び警察の執り得る措置を図示しながら分かりやすく説明する「被害者の意思決定支援手続」等を実施しているほか、危険性・切迫性の高い被害者等の安全を確保するため、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合にホテル等の宿泊施設への一時避難にかかる費用について、公費負担を行う措置を講じている。

婦人相談所では、被害者及び同伴する家族の一時保護を実施するとともに、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間シェルター等に一時保護を委託している。また、厚生労働省では、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設において配偶者からの暴力被害者等の心のケア対策を行う心理療法担当職員や同伴児童へのケアを行う指導員の配置を促進している。

国土交通省では、被害者の居住の安定確保のため、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断による公営住宅への優先入居や目的外使用を行うことができるよう措置している。

法務省入国管理局では、配偶者からの暴力の被害者である外国人を認知した場合、関係機関と連携して被害者の身体の保護を確実なものとする一方、被害者からの在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請や、配偶者からの暴力に起因して不法残留等の入管法違反状態となっている被害者について、個々の事情に十分配慮の上、事案に応じ、人道上適切に対応している。

4 関連する問題への対応

(1) 児童虐待への適切な対応

厚生労働省では、児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図っている（第4章第3節1参照）。

(2) 交際相手からの暴力への対応

配偶者暴力相談支援センターでは、交際相手からの暴力被害を受けた者からの相談に対応している。

警察では、交際相手からの暴力について、被害者等の生命・身体の安全の確保を最優先に、刑罰法令に抵触する事案については、検挙その他の措置を講じ、刑罰法令に抵触しない事案についても、被害者に対する防犯指導、加害者への指導警告等事案に応じた措置を講じている。

婦人相談所では、恋人からの暴力の被害女性についても、売春防止法（昭和31年法律第118号）に基づく運用により、一時保護を含め、支援の対象としている。

(3) ストーカー行為等への厳正な対処等

警察では、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）その他の法令を積極的に適用したストーカー行為者の検挙を行っているほか、同法に基づき、つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置を適切に講じている。

また、ストーカー規制法その他の刑罰法令に抵触しない事案についても、防犯指導、関係機関の教示等や、必要に応じて相手方に対する指導警告を行うなど、被害女性の立場に立った対応に努めている。

さらに、「被害者の意思決定支援手続」の実施等の取組を推進している（本節3参照）ほか、ストーカー規制法に基づき、自衛措置の教示等の警察本部

長等による援助を被害者からの申出内容に応じて的確に実施している。

加えて、関係機関・団体、関係事業者等との連携を強化するとともに、警察庁ウェブサイト内にポータルサイトを開設するなどの広報啓発活動、ストーカー事案の実態把握やストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的手法に関する調査研究、ストーカー対策実務担当者の教育等を進めている。

その他、「すべての女性が輝く政策パッケージ」(平成26年10月10日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)中で「ストーカー対策の抜本的強化につき総合対策をとりまとめる」とされたことを受け、内閣府と共催している関係省庁会議において「ストーカー総合対策」(平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議)を取りまとめた。「女性活躍加速のための重点方針2015」では、同対策に基づく取組の確実な実施を図ることとされた。

第3節 性犯罪への対策の推進

1 性犯罪への厳正な対処等

捜査機関では、強姦罪、強制わいせつ罪、児童福祉法の淫行をさせる罪等の関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努めている。

また、性犯罪の被害者が警察へ届け出ずに医療機関を受診した場合、後に警察に届出をするときには身体等に付着した証拠資料が滅失している可能性があることから、医師等が受診時にこれを採取するための資機材を10都道府県の医療機関に試行整備している。

法務省では、刑事法研究者、法曹三者、被害者支援団体関係者等の有識者からなる「性犯罪の罰則に関する検討会」が平成27年8月に取りまとめた報告書を踏まえ、同年10月、性犯罪に対処するための刑法の一部改正について、法制審議会に諮問し、同審議会刑事法(性犯罪関係)部会において、審議を行っている。

2 被害者への支援・配慮等

内閣府では、犯罪被害者等への支援・配慮がなされるよう、地方公共団体等と協力して、「犯罪被害者週間」(毎年11月25日から12月1日まで)に合わせた啓発事業を実施している。平成27年度は、内閣府主催の犯罪被害者週間中央イベント及び地方公共団体等との共催の地方大会(京都府、広島県)を開催し、基調講演やパネルディスカッション等を行った。中央イベントでは、ストーカー行為等における被害者保護に関する講演及びパネルディスカッションを行った。その他、性犯罪を含めた犯罪被害者等の支援のため、地方公共団体等と協力して、地域における関係機関・団体間の連携を促進するなどの取組を行っている¹⁵。

また、性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる体制を整備するために、地方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援を行う支援員を対象とした研修を行う「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」を実施している。さらに、地方公共団体における性犯罪被害者等への支援に関する取組を促進するため、性犯罪被害者等支援を実施する地方公共団体の様々な取組を実証的に調査研究した。被害者支援のノウハウや課題等の情報を他の地方公共団体における検討に資するように、調査研究結果の報告書を作成し、地方公共団体に配布している。

警察では、指定された警察職員が事件直後から被害女性に付き添い、病院の手配、自宅等への送迎、困りごとの相談等そのニーズに応じた適切な支援活動を行っている。被害女性からの事情聴取等に当たっては、その精神状態等に十分配慮し、被害女性が安心して事情聴取等に応じられるよう、女性警察官による事情聴取体制を拡大するとともに、内装や設備等に配慮した事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図っている。

また、性犯罪の被害女性に対し、その被害に係る初診料、診断書料、緊急避妊措置費用、検査費用等を公費で支給しているほか、関係機関・団体と連携を図りながら、性犯罪被害者のニーズを十分考慮した対応に取り組んでいる。

¹⁵ 犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関する事務については、これまで内閣府が担ってきたが、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成27年法律第66号)により、平成28年4月1日から、国家公安委員会(警察庁)に移管されている。

さらに、性犯罪や性的虐待等の被害を受けた少年の再被害防止や立ち直りの支援のため、少年補導職員が中心となり、「被害少年カウンセリングアドバイザー」や「被害少年サポーター」等の協力を得て、被害少年の特性に配慮した継続的な支援活動を推進している。

加えて、被害者連絡制度に基づき、被害者等に対する事件の捜査状況等の情報提供に努め、その精神的負担の軽減を図っている。

法務省では、被害者等通知制度により、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、被害者等からの希望に応じて、事件の処理結果、裁判結果、加害者の刑の執行終了予定時期、釈放された年月日、刑事裁判確定後の加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知し、その精神的負担の軽減を図っている。

また、少年審判において保護処分を受けた加害者についても、少年院、少年鑑別所、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、被害者等からの希望に応じて、少年院在院中の処遇状況に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。

なお、被害者等の再被害防止を目的として、検察庁、刑事施設及び地方更生保護委員会等と警察との間における情報提供に関する制度を整備し、検察庁において、更に詳細な釈放に関する情報を被害者等に通知しており、警察においても「再被害防止要綱」に基づき、再被害防止の徹底を図っている。

さらに、被害者等の希望に応じて、地方更生保護委員会が加害者の刑事施設からの仮釈放や少年院からの仮退院の審理において被害者等の意見等を聴取する制度や、保護観察所が保護観察中の加害者に対して被害者等の心情等を伝達する制度を実施している。

全国の地方検察庁では、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を配置し、被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内、付添い、事件記録の閲覧・証拠品の返還等の各種の手助けをするほか、被害者の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。

更生保護官署では、被害者等の支援業務に従事する「被害者担当官」と男女各1人以上の「被害者担当保護司」を全国の保護観察所に配置し、被害者等からの相談に応じ、悩み、不安等を傾聴し、その軽減又は解消を図るとともに、関係機関等を紹介し、その円滑な利用を支援するなどしている。

厚生労働省では、チーム医療推進会議が取りまとめた「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」¹⁶において、医師・助産師・臨床心理士等が連携し、各々の専門性を発揮して暴力被害者支援に取り組んでいる実践的な事例を盛り込み、ホームページ等で周知している。

3 加害者に関する対策の推進等

警察では、平成17年から子供を対象とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し出所した者について、法務省から情報提供を受けて再犯防止を図っており、23年以降は、対象者を訪問して所在確認を行い、必要があれば同意を得て面談を行うなど措置の強化を図っている。

法務省では、指定した全国の刑事施設及び全国の保護観察所で性犯罪者処遇プログラムを実施するとともに、「性犯罪者の実態と再犯防止」と題する特集記事を掲載した平成27年版犯罪白書を刊行した。また、25年度及び26年度で実施した性犯罪に関する総合的研究の結果を取りまとめ、法務総合研究所研究部報告として刊行した。

第4節

子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

1 子供に対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等

警察では、従来の検挙活動や防犯活動に加え、先制・予防的活動を積極的に推進することにより、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている（本章第1節2(3)参照）。

また、各種活動を通じて児童虐待の早期把握に努めるとともに、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関との緊密な連携を保ちながら、児童の生命・身

¹⁶ 厚生労働省 チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ehf7.html>

体の保護のための措置を積極的に講じているほか、性犯罪や性的虐待等の被害を受けた少年の再被害防止や立ち直りの支援のため、少年補導職員が中心となり、「被害少年カウンセリングアドバイザー」や「被害少年サポーター」等の協力を得て、被害少年の特性に配慮した継続的な支援活動を推進している。

2 児童ポルノ対策の推進

我が国は、児童の権利に関する条約及び児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書を、それぞれ平成6年及び17年に締結しており、関係省庁が連携しつつその履行に努めている。

平成26年6月に改正された、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）においては、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノ又はその電磁的記録を所持、保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が新設された。

また、「第二次児童ポルノ排除総合対策」（平成25年5月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、関係省庁が連携して、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進等に取り組んでいる。

警察では、「第二次児童ポルノ排除総合対策」等に基づき、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、低年齢児童ポルノ愛好者グループ等に対する取締りを強化するほか、国内サイト管理者等に対する児童ポルノ画像等の削除依頼、被害児童に対する支援等を推進している。

警察庁では、安心ネットづくり促進協議会や児童ポルノ流通防止対策専門委員会等に参加し、必要な情報提供や助言等を行っている。

また、コミュニティサイトに起因する被害を抑止するため、スマートフォン等インターネット接続機器へのフィルタリングの普及促進を図るとともに、関係事業者に対してミニメールの内容確認を始めとするサイト内監視体制の整備及び強化、実効性あるゾーニングの導入等の自主的取組の強化を働き掛けている。

総務省及び経済産業省では、関係省庁と連携の下、

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、フィルタリングの普及促進やインターネットの適切な利用等に関する啓発活動等を行っている。

このほか、総務省及び経済産業省では、児童ポルノアドレスリストの作成・管理を行う民間団体の活動への支援を行い、警察庁では、民間事業者によるブロッキングの自主的実施がより実効性のあるものとなるよう同団体に対して関連する情報を提供するなど、民間事業者の自主的取組としてのインターネット上の児童ポルノの流通・閲覧防止対策を促進している。

3 児童買春対策の推進

警察では、児童買春・児童ポルノ禁止法に基づき、児童買春の取締り及び被害児童に対する支援のほか、インターネット上の援助交際を求めるなどの不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意・指導するサイバー補導を推進している。また、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「出会い系サイト規制法」という。）を効果的に運用し、出会い系サイトに起因する児童買春その他の犯罪からの児童の保護を図っている。

さらに、児童を組織的に支配し、出会い系サイト等を利用して児童買春の周旋を行う事犯や、少年の性を売り物とする形態の営業に従事させる事犯等悪質性の高い事犯の実態把握と情報の分析、積極的な取締りや、有害業務に従事する児童の補導と被害児童立ち直り支援等を推進している。

厚生労働省では、児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所等の対応を行い、必要に応じて心理的治療を行うなど、その心身の状況に応じた適切な支援が行われるよう、児童相談所等における相談体制等の充実を支援している。

文部科学省では、被害者を含めて児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援した。

4 広報啓発の推進

内閣府では、「青少年インターネット環境整備基本計画(第3次)」等に基づき、青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及や適切な利用を推進するため、関係省庁や民間団体等と連携して、リーフレットの配布などにより青少年及び保護者等に対する広報啓発活動を実施している。

総務省では、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等の普及を図っている。

文部科学省では、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するための学習・参加型のシンポジウムの開催や児童生徒向けの普及啓発資料の作成・配布等を行っている。また、教職員等の学校関係者が、メンタルヘルスについて正しい知識をもって児童生徒等に適切な対応ができるよう、教職員向けの指導参考資料の作成や、子供の心のケアシンポジウム、子供の心のケア対策研修会を開催している。

警察では、児童ポルノや児童買春に関する情勢の深刻さや被害の未然防止の必要性等について、パンフレットの作成、警察庁等のホームページへの掲載等による広報啓発活動を推進しているほか、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する児童の犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に関しても広報啓発活動を推進している。

経済産業省では、保護者や教育関係者、業界団体、インターネット・サービス・プロバイダ等関係者と連携し、フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を実施して、フィルタリングの普及を行っている。

第5節 売買春への対策の推進

1 売買春の根絶に向けた対策の推進

警察では、日本国民による海外での児童買春等の問題について、取締りを推進するとともに、東南アジア各国の捜査関係者等を招いて、児童の商業的・性的搾取対策に関する取組について意見交換を行う

会議を開催するなど、外国捜査機関等との情報交換の緊密化や連携強化に取り組んでいる。

2 売買春からの女性の保護、社会復帰支援

警察では、売春防止法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)、児童買春・児童ポルノ禁止法、児童福祉法、刑法(明治40年法律第45号)、地方公共団体が定める青少年保護育成条例等に違反する行為について、厳正な取締りを行うとともに、被害女性の保護・支援に努めている。

法務省では、刑事施設、少年院等において、社会復帰に向けた処遇の一層の充実に努めている。

厚生労働省では、売買春からの女性の保護及び社会復帰支援のため、婦人相談所及び婦人保護施設並びに婦人相談員による婦人保護事業の積極的な実施に努めている。

第6節 人身取引対策の推進

人身取引対策に関する関係省庁では、平成26年12月に犯罪対策閣僚会議で決定された「人身取引対策行動計画2014」に基づき、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催するなどして関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な認知及び保護を推進している。平成27年5月、人身取引対策推進会議の第1回会合を開催し、我が国における人身取引被害の状況や、関係省庁による人身取引対策の取組状況をまとめた年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表するとともに、引き続き、人身取引の根絶を目指し、「人身取引対策行動計画2014」に基づく取組を着実に進めていくことを確認した。また、同年6月の「外国人労働者問題啓発月間」に合わせてモバイル端末広告により、7月30日の「人身取引反対世界デー」にはSNSにより、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせてラジオ放送により、それぞれ政府の人身取引対策に関する広報を実施した。

内閣府では、女性に対する暴力をなくしていく観点から、関係省庁、地方公共団体等と連携・協力し

て、国民一般に対し、人身取引に関する広報・啓発活動を実施している。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律においては、人身売買の罪等を犯した者を風俗営業の許可の欠格事由とするとともに、接待飲食等営業を営む者等に接客従業者の生年月日、国籍、就労資格等の確認を義務付けている。警察では、同法を適切に運用するとともに、様々な法令を適用して人身取引事犯の取締りを推進している。また、被害女性の保護等の総合的な対策を、関係省庁、関係団体と連携して推進する一方で、外国捜査機関等との情報交換の緊密化や連携強化に取り組んでいる。

警察庁では、在京大使館、関係NGO等との間で、コンタクトポイントを設置して人身取引に関する情報交換を行っている（本章第5節1参照）。また、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名による事件情報等の通報を電話又はインターネットで受け付け、これを警察に提供して捜査等に役立てようとする匿名通報ダイヤルを運用し、少年の福祉を害する犯罪や人身取引事犯の被害者となっている子供や女性の早期保護等を図っている。

法務省入国管理局では、人身取引が重大な人権侵害であり犯罪であるとの認識の下、被害者の法的地位の安定を図っている（第9章第3節参照）。

厚生労働省では、婦人相談所が実施する人身取引被害女性の保護において、通訳雇上げのほか、他の法律・制度が利用できない場合には、被害女性の医療に係る支援も行っている。また、平成22年度から、通訳・ケースワーカー（外国人専門生活支援者）の派遣を民間団体等に依頼し、婦人保護施設に入所する人身取引被害女性に対する支援の強化を図っている。

国立女性教育会館では、独立行政法人国際協力機構からの委託を受けて、人身取引対策に取り組む機関の機能強化や連携、日本及び各国の人身取引対策について理解を深めることを目的とした「アセアン諸国における人身取引対策協力促進セミナー」を実施した。また、人身取引に関する調査研究の成果を基に作成したパネルやブックレットの貸出を行うとともに、ホームページにおいて広く情報提供を行っている。

我が国は、人身取引に関連した国際的な取組に積極的に参画している。「人身取引対策行動計画

2014」に基づき、人身取引被害の発生状況の把握・分析及び諸外国政府等との情報交換を行うことを目的として、人身取引対策に関する政府協議調査団を各国に派遣している。

外務省では、人身取引被害者の安全な帰国及び社会復帰のため、国際移住機関の「人身取引被害者帰国・社会復帰支援事業」への拠出を平成17年度から開始し、被害者の帰国（平成28年2月1日までに総計276人）や帰国後の社会復帰を支援している。

法務省では、平成27年度に、「外国語人権相談ダイヤル」を新設するとともに「外国人のための人権相談所」を拡充（8か所→10か所）した。また、法務省の人権擁護機関が実施する調査救済において、緊急避難措置として人身取引被害者に対する宿泊施設の提供を開始した。

第7節

セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

1 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

厚生労働省では、企業に対して男女雇用機会均等法令に沿った実効あるセクシュアル・ハラスメント対策を講じるよう、セクシュアル・ハラスメントの予防・事後対応の徹底が盛り込まれた「セクハラ指針」（平成25年12月公布）の内容も含め周知啓発、指導を行うとともに、労働者及び企業等からの相談に適切に対応している（第5章第1節3参照）。また、セクシュアル・ハラスメントによって精神障害を発病した時には、労災補償の対象となる場合があることについて、機会あるごとにリーフレットを配布するなど、その周知を図るとともに、臨床心理士等の資格を持った職員の活用等により、精神障害を発病した労働者からの相談に適切に対応している。

人事院では、一般職国家公務員について、人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）に基づき、セクシュアル・ハラスメントの防止等の対策を講じている。平成27年度においては、「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」（毎年12月4日から同月10日まで）を定め、職員の意識啓発等を図るシンポジウム及び講演会を開催した。また、セクシュアル・ハラスメント防止等について

の認識を深め、各府省における施策の充実を図るため、各府省担当者会議を開催するとともに、セクシュアル・ハラスメント相談員の育成を目指すセミナーを実施した。さらに、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する職員の意識を高め、管理・監督者にその果たすべき責務・役割について理解を徹底させるため、新採用職員、新任監督者及び管理者の各々に応じた内容の「セクシュアル・ハラスメント防止研修」の指導者養成コースを各府省の人事担当者等を対象として実施した。

防衛省では、セクシュアル・ハラスメントの防止のため、一般職国家公務員と同様の措置を採ることとし、職員に対する教育の実施や苦情相談への対応等を実施している。

2 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

文部科学省では、セクシュアル・ハラスメント防止のため、国立大学法人等に対し、人事院規則や「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」に関する資料等必要な情報の提供を行っているほか、公私立大学・教育委員会等に対しても引き続き取組を促している。

また、被害者を含めて児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援した。

第8節

メディアにおける性・暴力表現への対応

1 広報啓発の推進

警察では、児童ポルノや児童買春に関する情勢の深刻さや被害の未然防止の必要性等について、パンフレットの作成、警察庁等のホームページへの掲載等による広報啓発活動を推進しているほか、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する児童の犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に関しても広報啓発活動等を推進している。

内閣府では、「青少年インターネット環境整備基本計画(第3次)」等に基づき、青少年のインターネッ

ト利用におけるフィルタリングの普及や適切な利用を推進するため、関係省庁や民間団体等と連携して、リーフレットの配布等により青少年及び保護者等に対する広報啓発活動を実施している。

総務省では、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等の普及を図っている。

総務省及び経済産業省では、関係者と連携し、フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を実施して、保護者や青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上及びフィルタリングの普及を行っている。

2 流通防止対策の推進等

警察では、インターネット上に流通する児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報を、サイバーパトロール等を通じて早期に把握し、検挙等の措置を講じている。また、サイト管理者等に対する児童ポルノ画像等の削除要請を行うほか、警察庁では、ブロックングについて関係団体等に情報提供等を行うなど民間の自主的な取組を支援している(本章第4節2参照)。さらに、平成18年6月に運用を開始したインターネット・ホットラインセンターでは、一般のインターネット利用者等から、インターネット上の児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報に関する通報を受け付け、警察への通報や、サイト管理者等への削除依頼等を行っている。そのほか、サイバー防犯ボランティア活動に関する活動上の具体的留意事項等を整理した「活動マニュアル」及び「育成カリキュラム」を活用して、新たなサイバー防犯ボランティアを育成・支援するとともに、既存の防犯ボランティア団体の活動を促進させ、犯罪抑止のための教育活動や広報啓発活動等を推進している。

総務省では、性や暴力に関するインターネット上の有害な情報から青少年を保護するためのフィルタリングに関し、その導入促進及びサービスの多様化に向けた民間の取組を積極的に支援している。また、平成21年以降、安心ネットづくり促進協議会を中心とする民間団体等の自主的取組を支援するとともに、違法・有害情報相談センターを通じて関係事業者等によるわいせつ情報等の違法・有害情報への対応を促進している。

第11章

生涯を通じた女性の健康支援

第1節 生涯を通じた男女の健康の保持増進

1 健康寿命の更なる延伸

厚生労働省では、健康増進法（平成14年法律第103号）等を踏まえ、今後10年間の国民健康づくり運動を推進するため、がん、糖尿病等のNCDs（非感染性疾患）の予防等の具体的な目標等を明記した「健康日本21（第二次）」を平成25年4月から推進するなど、生活習慣病対策の一層の推進を図っている。また、22年度から、運動、食生活、禁煙に焦点を当てた国民運動として「スマート・ライフ・プロジェクト」を実施し、民間企業と連携した職域における取組や、企業の経済活動等を通じた生活習慣病対策の更なる推進に取り組んでいる。

2 地域における医療体制の整備

厚生労働省では、地域で必要な医療を受けられる社会を実現するため、医師の確保や地域・診療科における偏在の問題、救急医療等に対する不安の解消等に取り組んでいる（第9章第1節3(2)参照）。

3 生涯を通じた健康の保持増進のための健康教育、健康相談、普及啓発、健康診査・指導等の推進

厚生労働省では、全国的女性関連施設等が行う女性就業促進支援事業が効果的かつ効率的に実施され、全国的な女性の健康保持増進のための支援施策の充実が図られるよう、相談対応や講師派遣等を実施している。

また、女性の生涯を通じた健康保持のため、「女性の健康週間」（毎年3月1日から同月8日まで）を実施し、国及び地方公共団体、関係団体等社会全体が一体となって各種の啓発事業及び行事等を展開している。

文部科学省では、学校において、健康教育を実施

するとともに、児童生徒の現代的健康課題に対応するため、地域の実情を踏まえた医療機関との連携等、課題解決に向けた計画の策定、それに基づく具体的な取組に対して支援を行う事業を実施している（第4章第2節2参照）。

4 女性の健康づくり支援

厚生労働省では、生涯を通じた女性の健康支援事業を実施し、保健所、市町村保健センター等において妊娠、避妊や性感染症を含めた女性の心身の健康に関する相談指導のほか、女性のライフステージに応じた健康教育等を実施している。

また、「健康日本21（第二次）」の推進や、「女性の健康週間」の実施等により、社会全体での女性の健康づくりを推進している（本節1, 3参照）。

5 食育の推進

内閣府では、ライフステージに応じた間断ない食育を推進するため、平成24年5月に作成した「食育ガイド」を通じて日々の食事の改善や生涯にわたって心と身体の健康を維持できる「生涯にわたる食の営み」等を示し、一人一人が自ら食育に関する取組を実践できるよう普及啓発に努めた。

第2節 妊娠・出産等に関する健康支援

1 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援と経済的負担の軽減

厚生労働省では、日常生活圏において、妊娠・出産・子育てまで一貫して、健康診査、保健指導・相談対応等のサービス等が受けられるようにするための施策の推進を図っている。具体的には、妊婦健診に対する支援については、妊婦が必要な健診を受けられるよう、市町村による公費負担が行われている。

また、平成27年度から妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目なく総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備を行うとともに、地域の実情に応じて、出産直後の母子に対する心身のケア等を行う産後ケア事業等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供する体制の構築に向けた取組を推進している。

さらに、平成27年度から21世紀における母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子21(第2次)」を推進し、母子保健サービスの一層の充実を図っている。第2次計画（27～36年度）では、10年後に目指す姿として「すべての子どもが健やかに育つ社会」を掲げ、その実現に向けて取組を進めている。

出産育児一時金については、引き続き、支給額を原則42万円とし、出産に要する経済的負担を軽減している。

2 周産期医療や救急医療体制、小児医療体制の充実

厚生労働省では、リスクの高い妊産婦や新生児等に高度な医療が適切に提供されるよう、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センター及びそれを支える地域周産期母子医療センターを整備し、地域の分娩施設との連携体制の確保等を図っている。また、「妊娠と薬情報センター」（国立成育医療センター（現独立行政法人国立成育医療研究センター）に平成17年度設置）において、薬が胎児へ与える影響等最新のエビデンス（研究成果等）を収集・評価し、その情報に基づいて、これから妊娠を希望している人や妊婦の方の相談を行っている。

さらに、平成21年以降、産科医療補償制度により、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児及びその家族への補償や、原因の分析、再発防止に資する情報の提供等により、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図っている。

加えて、子供が地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児初期救急センターや小児救急医療拠点病院、小児救命救急センター等の整備を支援することなどにより、小児救急医療を含め、小児医療体制の充実を図っている。

また、小児用医薬品・ワクチンの使用情報を収集、解析、評価し、安全対策の更なる推進を図るため、

平成24年度から独立行政法人国立成育医療研究センターに「小児と薬情報センター」を設置して小児医療機関ネットワークを活用した情報収集システムの開発に向けた検討を行い、27年度からは医療情報等の収集を開始している。これに並行して、国立感染症研究所においてワクチン接種と乳幼児突然死症候群との因果関係の検証のための疫学調査を進めている。

3 不妊治療に関する経済的支援、不妊専門の相談体制の充実等

厚生労働省では、不妊で悩む者が正しく適切な情報に基づきその対応について自己決定できるよう、全国63ヵ所（平成27年度）の不妊専門相談センターで、不妊に関する多面的な相談・情報提供を実施している。また、平成16年度から実施している高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業について、28年1月から早期の受診を促すため、出産に至る割合が多い初回治療の助成額を15万円から30万円に拡充するとともに、不妊の原因が男性にある場合に精子回収を目的とした手術療法を実施した場合、高額な医療費の負担を軽減するため、更に15万円を上限に上乗せして助成している。

4 性に関する指導・相談の実施と科学的な知識の普及

文部科学省では、学校における性に関する指導について、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理解を得ながら学校全体で共通理解を図って行うよう、学校関係者等に対し周知徹底を図っている。また、平成19年度から、各学校において適切な性に関する指導が実施されるよう、各地域における指導者への研修会を開催している。

1 HIV／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV(ヒトパピローマウイルス)への感染を始めとする性感染症の予防から治療までの総合的な対策の推進

(1) 予防から治療までの総合的な対策の推進

厚生労働省では、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(エイズ予防指針)(平成24年厚生労働省告示第21号)に基づき、施策の重点化を図るべき3分野(普及啓発及び教育、検査・相談体制の充実、医療の提供)を中心として、エイズ患者やHIV感染者の人権や社会的背景に配慮しつつ、国、地方公共団体、医療従事者、NGO等が連携して予防と医療に係る総合的施策を展開している。

また、「性感染症に関する特定感染症予防指針」(平成24年厚生労働省告示第19号)に基づき、(ア)発生の予防・まん延の防止では、性感染症の予防方法等に関する情報提供を進めることや、より精度の高い検査方法を推進していくこと、(イ)医療の提供では、学会等と連携した医療の質の向上や医療アクセスの向上に取り組んでいくこと及び(ウ)情報収集・調査研究では、発生動向の的確な把握に努めることや性感染症のリスクに関する意識や行動に関する研究を実施することについて、更なる対策の推進を図っている。

(2) 学校におけるHIV／エイズ、性感染症に関する教育の推進

文部科学省では、性感染症等の問題について総合的に解説した啓発教材を作成し、中学生・高校生に対し配布するなど、引き続き学校教育におけるエイズ教育の充実を図っている。

2 薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進

(1) 薬物の供給の遮断と乱用者の取締り等需要の根絶

厚生労働省では、地方厚生局麻薬取締部による薬物密輸・密売組織等の薬物供給者や、末端乱用者に対する徹底した取締りを実施している。

(2) 薬物乱用防止に関する教育・啓発の充実

政府では、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」(平成25年8月薬物乱用対策推進会議決定)及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」(平成26年7月薬物乱用対策推進会議決定)に基づき、関係省庁が連携を密にして、薬物乱用の根絶を図る取組の一層の推進を図っている。

警察では、危険ドラッグを含む最近の薬物犯罪情勢や政府全体における薬物対策の取組の強化等を踏まえ、関係機関との連携による水際対策の強化、薬物密輸・密売組織の実態解明及びその壊滅に向けた取締り等により供給の遮断を図るとともに、規制薬物等の乱用者の徹底検挙、薬物の危険性・有害性に関する広報啓発活動等により需要の根絶を図るなど、総合的な薬物対策を推進している。

また、薬物を乱用している少年の早期発見、補導及び検挙に努めているほか、薬物乱用防止教室の開催や薬物の危険性・有害性に関する広報啓発活動の実施等、少年の薬物乱用防止対策を推進している。

文部科学省では、大学生等を対象にしたパンフレットの作成・配布を行うとともに、薬物乱用防止教室の指導者に対する講習会やシンポジウムの開催、薬物乱用の問題について総合的に解説した啓発教材(小・中・高校生用)の作成・配布等を行っている(第4章第2節2参照)。

厚生労働省では、薬物乱用の恐ろしさを伝える「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の実施を通じて、危険ドラッグ・覚醒剤・大麻の害毒に関する正確な知識を普及させるとともに、再乱用防止の取組を推進するための講習会等を実施している。

また、関係機関・団体との連携した麻薬・覚醒剤乱用防止運動等の啓発活動の実施や、派遣要請に応じた学校やイベント会場等への薬物乱用防止の専門家の訪問等の実施、危険ドラッグを含む指定薬物に関する情報を一元的に収集・提供するための「あやしいヤクブツ連絡ネット」の運用を行っている。

(3) 喫煙、飲酒に関する正確な情報提供

文部科学省では、学校教育において、未成年の段階から喫煙・飲酒をしないという態度等を育てることを目的として、体育科、保健体育科、特別活動等、学校教育全体を通じて指導の充実を図っている。また、小・中・高校生に対し、喫煙や飲酒の問題につ

いて総合的に解説した啓発教材の作成・配布を行っている。

(4) 受動喫煙の防止

厚生労働省では、未成年者や子供の喫煙防止・受動喫煙防止対策を推進するため各都道府県が行う講習会等への補助事業（健康的な生活習慣づくり重点化事業（たばこ対策促進事業））を実施している。

また、事業場における受動喫煙防止対策の取組を一層推進するため、職場における受動喫煙防止の重要性等について周知啓発を図るとともに、受動喫煙防止対策助成金等により事業者に対する支援を行っている。加えて、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法において、受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置を講ずることを事業者の努力義務としたところであり、27年6月1日から施行されている。

さらに、受動喫煙防止に関する目標として、「がん対策推進基本計画」や「健康日本21（第二次）」において、平成34年度までに、行政機関・医療機関については受動喫煙の機会を有する者が0%、家庭・飲食店については受動喫煙の機会を有する者が半減（すなわち、家庭3%、飲食店15%）、職場については32年までに「受動喫煙の無い職場の実現」、また、妊娠中の女性や未成年者の喫煙をなくすことを目指している。

第4節

性差に応じた健康支援の推進

厚生労働省では、女性のがん罹患率の第1位であり年々増加傾向にある乳がんや、20～40歳代の罹患の増加が指摘されている子宮頸がんについて、科学的根拠に基づくがん検診の推進を通じて早期発見や死亡率の減少に努めるとともに、子宮頸がん及び乳がんの検診クーポン券等を配布する「がん検診推進事業」を実施し、女性特有のがん検診の更なる受診率向上に取り組んだ。

骨折等の基礎疾患となり、高齢化の進展により今後増加が予想される骨粗しょう症については、早期に骨量減少者を発見し、予防することを目的として、市町村（特別区を含む。）において、当該市町村に居住する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70

歳の女性に対して骨粗しょう症検診を実施している。

第5節

医療分野における女性の参画の拡大

1 医療関係者の仕事と生活の調和の確保、就業継続、再就業支援

厚生労働省では、出産や育児等により離職している女性医師や看護職員の復職支援のため、女性医師バンクやナースセンターによる求人・求職情報の提供や就職あっせん等の再就業支援等を行っている。これに加え、医療従事者の「雇用の質」の向上を図るため、各医療機関が計画的に勤務環境改善に向けた取組を行う仕組みを創設し、これを支援する医療勤務環境改善支援センターの各都道府県での設置を推進するとともに、短時間勤務正規職員制度の導入の好事例の周知や、業務効率化、多様な働き方の導入等の職場風土の改善に向けた都道府県の取組への支援等、仕事と生活の調和を促進させる施策を行っている。

2 女性医師が能力を発揮しやすい条件整備

女性医師が、出産や育児といった様々なライフステージに対応して、安心して業務に従事できるよう、厚生労働省では、地域医療介護総合確保基金を通じ、女性医師の復職に関する相談窓口の設置や研修、院内保育所の運営等の都道府県の取組に対して財政支援を行っている。また、女性医師バンクにおいて、就業あっせん等の再就職事業を行うとともに、再就職後も継続して勤務できるよう支援し、より働きやすい環境の整備も推進している。

さらに、平成27年度においては、「女性医師キャリア支援モデル普及事業」として、女性医師支援の先駆的な取組を行う医療機関を選定し、効果的な取組を地域の医療機関に普及させるための経費を支援した。

3 医療従事者全体の更なる専門性の発揮

患者・家族を中心とした質の高い医療を実現するために、多種多様な医療スタッフがそれぞれの高い

専門性を活用し、互いに連携・補完しながら、患者の状況に的確に対応した医療を提供する「チーム医療」を推進することが重要である。

第6節 生涯にわたるスポーツ活動の推進

文部科学省では、国民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向け、地域の拠点となる総

合型地域スポーツクラブにおいて、高齢者や女性が参加しやすいスポーツ教室の実施等を推進している。また、女性特有の課題に着目した女性アスリートの戦略的強化に資する調査研究や指導者の養成、女性競技種目における戦略的かつ実戦的な強化のためのモデルプログラムによる女性アスリートの育成、女性特有の課題に対応した医・科学サポート等に関するモデル支援プログラムを実施し、女性アスリートの国際競技力の向上を図っている。

第12章 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

第1節 男女平等を推進する教育・学習

1 教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進

文部科学省では、初任者研修や10年経験者研修等各都道府県等が実施する研修において、人権教育や男女共同参画に係る内容が取り扱われることを通じて、学校教育関係者に対して意識啓発を図っている。

また、社会教育関係者に対し、研修等の機会を通じ男女共同参画の視点に立った取組がなされるよう促すとともに、家庭教育に関する学習講座等において、夫婦共同で子育てをすることの大切さについての意識啓発がなされるよう促している。

2 初等中等教育の充実

文部科学省では、学校教育において、児童生徒の発達の段階に応じ、社会科、公民科、家庭科、道徳、特別活動等の関係の深い教科等を中心に、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性について指導することとしている（第4章第2節1参照）。

また、各地域において、教育委員会の指導の下に、栄養教諭を中核として家庭や生産者、PTA等の地域の団体と連携・協力し、各地域の抱える食育推進上の課題の解決を図る取組を支援している。

3 高等教育の充実

文部科学省では、意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することがないように、安心して学ぶことができる環境を整備するため、大学等奨学金事業や大学の授業料減免の充実等を図っている（第8章第2節2参照）。

国立女性教育会館では、高等教育機関における男女共同参画が推進されるよう、大学の教職員を対象とした「大学等における男女共同参画推進セミナー」を行った。また、情報提供と情報共有の場として、会館ホームページ上に「大学等における男女共同参画イベント情報」ページ¹⁷を開設した。

4 社会教育の推進

文部科学省では、平成27年11月に働き方や子育てへの参画等について多様な選択が可能となるよう学生を対象としたワークショップを実施し、普及・啓発のための実践手引書を作成した。

国立女性教育会館では、地域での男女共同参画社

¹⁷ 国立女性教育会館「大学等における男女共同参画イベント情報」<http://www.nwec.jp/jp/center/page23.html>

会の実現を目指し、女性関連施設管理職、地方公共団体職員及び女性団体リーダーを対象に、地域の男女共同参画を積極的に推進するリーダーとして必要な専門知識、マネジメント能力、ネットワークの活用等について学ぶ「地域における男女共同参画推進リーダー研修〈女性関連施設、地方自治体、団体〉」を実施した。また、地域の男女共同参画センター等での事業の企画・運営等に携わる職員を対象に「学習オーガナイザー養成研修」を開催した。

5 男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実

国立女性教育会館では、男女共同参画の教育・学習を促進するために、放送大学等との連携で作成するオンライン講座の内容等を検討し、教材を作成した。また、若年男女のキャリア形成に関する意識及び支援に関する調査研究や男女共同参画統計に関する調査研究を実施している。

第2節

多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

1 生涯学習・能力開発の推進

(1) 総合的なキャリア教育の推進

子供たちが、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立して生きていくことができるよう、文部科学省では、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月中央教育審議会答申）を踏まえ、後期中等教育修了までに、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育を推進している。「学校側が望む支援」と「地域・社会や産業界等が提供できる支援」をそれぞれ書き込むことができる機能を持つポータルサイト¹⁸の運営を行っているほか、平成25年度から、地域において学校のキャリア教育を支援する組織の整備を促進する「地域キャリア教育支援協議会設置促進事業」を実施している。

また、男女共に多様な選択が可能となるよう男女共同参画の視点に立ったキャリア形成支援を推進するため、高校の進路指導等で活用できるブックレットの普及を進めた。

平成23年度からは、社会全体でキャリア教育を推進していこうとする気運を高め、キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資することを目的として、文部科学省、厚生労働省、経済産業省は合同で、「キャリア教育推進連携シンポジウム」の開催も行っている。

経済産業省では、平成22年度から、先進的な教育支援活動を行っている企業・団体を表彰する「キャリア教育アワード」を、23年度からは文部科学省と共同で教育関係者と地域・社会や産業界等の関係者の連携・協働によるキャリア教育に関するベストプラクティスを表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を実施することで、キャリア教育の普及・推進を図っている。

また、平成17年度に、職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力を「社会人基礎力」として整理し、大学教育を通じた育成の普及を図っている。19年度より「社会人基礎力」の育成事例を学生自身がプレゼンテーションする「社会人基礎力育成グランプリ」、22年度より大学教職員や企業人事担当者を対象に社会人基礎力の教育手法等について発信・意見交換を行う研修会を実施している。

(2) ライフプランニング支援の促進

文部科学省では、女性が長期的な視点で自らの人生設計（ライフプランニング）を行い、能力を発揮しつつ、主体的に生き方を選択することを支援するため、文部科学省のホームページ¹⁹で情報提供を行っている。

(3) 現代的課題に関する学習機会の充実

文部科学省では、消費者が自ら進んで、その消費生活に関し必要な知識を習得し、必要な情報を収集するなど自主的かつ合理的に行動することを支援するため、消費者教育のより一層の充実を図った。また、学校教育における消費者教育等に関する各教科

¹⁸ 文部科学省 子どもと社会の懸け橋となるポータルサイト <http://kakehashi.mext.go.jp/>

¹⁹ 文部科学省 男女共同参画の推進のために http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/index.htm

等横断的プログラムの開発に係る実践研究や、地域における消費者教育を一層推進するため、「消費者教育フェスタ」の開催や消費者教育アドバイザーの派遣、社会教育の仕組みや取組を活用した実証的調査研究等を実施した。

(4) リカレント教育の推進

文部科学省では、大学等における編入学の受入れ、社会人入試の実施、昼夜開講制の推進、夜間大学院の設置、履修証明プログラムや公開講座の実施等により、大学等の生涯学習機能の拡充とともに、キャリアアップを目指す社会人の受入れ体制の整備を図っている。また、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として認定する制度を創設し、平成27年12月に123課程を初回認定した。

(5) 放送大学の整備等

放送大学では、多彩な300の科目を提供するとともに、地域活動や社会貢献活動等様々な分野で一定の科目群を体系的に学んだ学生に対して、学位以外の履修証明を与える「科目群履修認証制度(放送大学エキスパート)」を推進している。また、文部科学省では、放送大学の学習環境の整備・充実や学習機会の拡大のための支援をしており、平成27年度からオンライン授業の配信を開始するなど、社会人のニーズに対応したキャリアアップ支援の充実に一層努めた。

専修学校は、社会の要請に即応した実践的な職業教育機関として着実に発展してきており、平成27年5月現在、3,201校に約66万人の生徒が学んでいる。そのうち、約5万5千人が社会人であり、社会人への学習機会の提供において大きな役割を果たしている。また、産業界等と協働し、社会人等が学びやすい教育プログラムの開発・実証を行っている。

そのほか、文部科学省では、学校や一般社団法人、一般財団法人の行う通信教育のうち、社会教育上奨励すべきものについて認定を行い、その普及・奨励を図っている。

(6) 学校施設の開放促進等

文部科学省では、地域住民の学習機会や子供たちの活動拠点(居場所)づくり等を推進するため、学校施設を、子供たちの安全確保に十分配慮しつつ、放課後や週末等に開放し、多様な活動の場として提供する取組を支援している。また、学校・家庭・地域社会が連携協力することの重要性に鑑み、地域コミュニティの拠点としての学校施設、クラブハウス、屋外運動場照明、水泳プール、武道場等、学校開放諸施設の整備や活用を支援している。

(7) 青少年の体験活動等の充実

文部科学省では、青少年の体験活動を推進するため、全国的な普及啓発、青少年の体験活動推進に関する調査研究、企業の社会貢献としての体験活動推進に関する「企業CSRシンポジウム」等を実施し、青少年の体験活動の機会の充実と普及啓発を図るとともに、地域における家庭、学校、青少年関係団体、NPO等をネットワーク化し、相互の情報交換や情報共有、事業の共同実施等を円滑化するためのプラットフォームの形成を支援している。

独立行政法人国立青少年教育振興機構では、全国に28ある国立青少年教育施設を活用し、様々な体験活動の機会と場を提供している(平成27年度は約517万人が利用)。また、「子どもゆめ基金」事業によって、民間団体が実施する体験活動等に対する助成を行っている。

(8) 民間教育事業との連携

文部科学省を始めとした府省庁等が連携して実施している「子ども霞が関見学デー」においては、平成27年7月29・30日に、各参加機関の業務説明や省内見学等を行うことにより、親子のふれあいを深め、子供たちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会を提供した。

文部科学省では、行政や大学等の教育機関、NPOや民間団体、企業等の関係者が一堂に会し、多様な主体が協働した地域づくり、社会づくりについての研究協議等を行い、その成果を発信するとともに、継続的な活動が推進されるよう、様々な分野にまたがる関係者等のネットワーク化を図るための取組として「全国生涯学習ネットワークフォーラム2015」を福島県で開催した。

(9) 学習成果の適切な評価

文部科学省では、中央教育審議会生涯学習分科会学習成果活用部会において、検定試験の質の保証・社会的活用の促進や、学習成果の活用による新たな学習機会や様々な活動を結び付けるための基盤等を通じて、「『学び』と『活動』の循環」を実現するための検討を行った。また、各個人の学習成果を測る検定試験について、質の向上や信頼性の確保が図られるよう、引き続き、民間事業者等が主体的に行う検定試験の自己評価や情報公開の取組を促進するとともに、検定試験における第三者評価に関する実践的調査研究を実施した。さらに、大学等において、各大学等の判断により、専修学校での学修等の成果を単位として認定することを可能としている。

2 エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実

(1) 女性の生涯にわたる学習機会の充実

文部科学省では、女性が主体的に働き方・生き方を選択できるよう、ホームページで情報提供を行っている（本章第2節1(2)参照）。

(2) 女性の能力開発の促進

文部科学省では、職業実践力育成プログラム(BP)として、女性活躍に資するプログラム32課程を含む123課程を平成27年12月に初回認定した（本章第2節1(4)参照）。

国立女性教育会館では、女子大学生を対象に、将来、社会や組織を支える女性リーダーの育成を目的として、「女子大学生キャリア形成セミナー」を実施した。

(3) 女性の学習グループの支援

文部科学省では、教育委員会や女性教育団体等が行う女性教育指導者の研修を奨励し、学習活動の企画・運営への女性の参画の促進を図るよう促している。

国立女性教育会館では、女性団体リーダー等を対象に、地域の男女共同参画を積極的に推進するリーダーとしてのエンパワーメント等を目的とした「地域における男女共同参画推進リーダー研修〈女性関連施設、地方自治体、団体〉」を実施したほか（本

章第1節4参照）、利用者のニーズに応じた研修プログラムの作成を支援するとともに、職員の専門性を生かし男女共同参画や女性教育等に関する積極的な情報提供を行っている。

(4) 国立女性教育会館（NVEC）の事業の充実等

国立女性教育会館は、女性教育のナショナルセンターとして、基幹的女性教育指導者の育成、女性のキャリア形成支援や女性に対する暴力被害者支援に関する研修等喫緊の課題への対応、アジア太平洋地域等の女性のエンパワーメント支援、男女共同参画社会形成に資する多様なニーズに応じた情報提供サービス等を行っている。

同会館の女性アーカイブセンターでは、女性教育の振興や男女共同参画社会の形成に向けて顕著な業績を残した女性や女性教育・男女共同参画の行政施策に関する史・資料を収集し、展示や閲覧、所蔵資料データベースである女性デジタルアーカイブシステム²⁰等を通じて提供している。

女性教育情報センターでは、「女性情報ポータル“Winet(ウイネット)”」において、事業企画や施策の実施の参考となる人材の情報提供を目的とした「男女共同参画人材情報データベース」を公開し、その充実に努めている。また、女性が様々な新しい分野へチャレンジし、キャリアを形成していくために有用な事例（ロールモデル）や学習支援情報を提供している。

3 進路・就職指導の充実

中学校及び高等学校においては、性別に捉われることなく、生徒が自らの生き方を考え、自分の意志と責任で進路を選択・決定する能力・態度を身に付けることができるよう、進路指導の充実を努めている。高等学校では、進路指導主事等と連携して、組織的・継続的に就職を希望する生徒に対する就職相談・支援を行い、求人企業の開拓等を行う「高等学校就職支援教員（ジョブ・サポート・ティーチャー）」を配置するなど、きめ細かな就職指導を展開している。

また、大学生に対する就職支援として、全国就職指導ガイダンスや各種会議において、企業に対して、学生の就職機会の拡充や女子学生の男子学生との機

²⁰ 国立女性教育会館 女性デジタルアーカイブシステム http://w-archive.nwec.jp/il/meta_pub/G0000337warchive

会均等の確保に努めるよう要請するとともに、各大学等に対して、全ての学生にきめ細かな就職指導や就職相談体制の充実を行うよう要請している。

厚生労働省では、女子学生等が的確な職業選択を行うことができるよう、啓発資料を周知することにより、意識啓発を図っている。また、学生に対して、就職先を選択する際には、「女性の活躍・両立支援総合サイト」等を参考にしながら、企業の女性の活躍状況やポジティブ・アクションの取組も考慮するよう、大学等を通じて啓発を図っている。

総合科学技術会議では、人材の活用に関する改革の方向として、女子生徒・学生が自然科学系の分野に進む意欲をかき立てるように進路指導の充実を図るとともに、身近なロールモデルを整備すること、大学等において進路選択等の悩みに関する相談体制

を整備することを奨励している。

第3節

学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

文部科学省では、各種会議を始め様々な機会において、都道府県教育委員会等に対して、女性の校長・教頭等への積極的な登用を働きかけた。

また、高等教育機関に対しては、各種会議を始め様々な機会を捉えて、国公立大学及び高等専門学校における教授等における女性の登用に関する事例等を紹介することにより、高等教育機関の取組を促した。

第13章

13

科学技術・学術分野における男女共同参画

第1節

科学技術・学術分野における女性の参画の拡大

平成28年度から5年間の「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）では、多様な視点や優れた発想を取り入れ科学技術イノベーション活動を活性化していくためには、女性の能力を最大限に発揮できる環境を整備し、その活躍を促進していくことが不可欠であるとの認識の下、女性研究者の新規採用割合について、数値目標を設定し、その早期達成に向けて関連する取組を産学官の総力を結集して総合的に推進することなどを盛り込んでいる。

また、「科学技術イノベーション総合戦略2015」（平成27年6月19日閣議決定）では女性の参画の促進のため、女性リーダーの登用促進や次世代を担う女性の科学技術人材の裾野の拡大に取り組むこと等を盛り込んでいる。

日本学術会議では、平成26年9月に公表した報告「学術分野における男女共同参画促進のための課題と推進策」の分析結果等を政策に反映させることを目的として、27年8月に提言「科学者コミュニティ

における女性の参画を拡大する方策」を公表した。

第2節

女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり

1 女性研究者のネットワークの構築、勤務環境の整備等

文部科学省では、研究と出産・育児・介護等との両立や女性研究者の研究力の向上を一体的に推進するなど、研究環境のダイバーシティ実現に取り組む大学等を支援する「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」事業を実施した。

また、独立行政法人日本学術振興会の「特別研究員（RPD）事業」においては、平成18年度から、出産・育児により研究を中断した研究者（男女問わず）に対して、研究奨励金を支給し、研究復帰を支援している。

文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会の科学研究費助成事業（科研費）においては、平成15年度から、産前産後の休暇や育児休業を取得する研究

者が、休業等を取得した期間に応じて翌年度以降に復帰することを可能としている。また、18年度から、産前産後の休暇や育児休業を取得していたために所定の応募時期（前年11月）に応募できなかった研究者等を対象とする研究種目を設けている。さらに、21年度から、応募に際しての出産・育児等を考慮して、若手研究者向けの研究種目の年齢制限を37歳以下から39歳以下へ緩和している。

2 研究者等の実態把握

総務省では、「科学技術研究調査」で研究関係従業者に占める女性の割合等の実態の把握を行っている。

国立女性教育会館では、大学等の研究機関における女性研究者支援を促進するための調査研究において作成した「実践ガイドブック 大学等における男女共同参画の促進」の普及を促進した。

対象に、女性の進出が遅れている理工系分野への関心と理解を促進するため、ウェブサイト「理工チャレンジ」を開設し、女性研究者等のロールモデルや、この取組に賛同する大学・企業等（リコチャレ応援団体）の情報提供を実施している。

また、女子生徒等の理工系分野への進路選択を促進するため、一般社団法人日本経済団体連合会と共にシンポジウムや、各大学・企業等で実施しているイベントを取りまとめた企画である「夏のリコチャレ 理工系のお仕事体感しよう！」を開催した。

国立研究開発法人科学技術振興機構では、科学技術に関する子供たちの興味・関心を高めるための取組の一環として、科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、大学生等と女子中高生の交流機会の提供や実験教室、出前授業の実施等、女子中高生の理系進路選択の支援を行う「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」を実施した。

第3節

女子学生・生徒の理工系分野への進学促進

内閣府では、女子学生・生徒、保護者、教師等を

第14章

メディアにおける男女共同参画の推進

第1節

女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

1 メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等

(1) メディアにおける女性の人権の尊重のための取組の支援

内閣府では、女子差別撤廃条約を紹介するために作成したDVDをホームページ上で動画公開したり、男女共同参画推進連携会議を通じて、メディアにおける男女共同参画への理解及び趣旨に沿った取組を促したりすることなどにより、女子差別撤廃条約等の国際規範や女子差別撤廃委員会が勧告している固

定的性別役割分担意識に基づく男女像に関する表現の是正等、我が国のメディアの課題について、その内容をメディア及び国民各層に周知した。また、男女共同参画についての正しい理解を促進するため、「男女共同参画週間」等において、メディアを通じた広報・啓発等を行った。

(2) 性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離

内閣府では、「子供・若者育成支援推進大綱」（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）等に基づき、青少年を取り巻く有害環境への対応を図っている。また、各都道府県の青少年保護育成条例に基づく規制事項や有害図書類の指定状況等を集約し、内閣府ホームページへの掲載を通じて、地方

公共団体や関係機関・団体等への情報提供を行うことにより、地域における有害環境の浄化活動に関する取組を促進している。

警察では、青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類について、関係機関・団体、地域住民等と協力して関係業界に対して自主的措置を講ずるよう働きかけるとともに、個別の業者に対する指導の徹底や悪質な業者に対する取締りの強化を図っている。

また、少年がインターネット上の有害なコンテンツに接することを防ぐため、携帯電話事業者に対する保護者へのフィルタリング等の説明強化に関する要請のほか、入学説明会等の機会を捉えた保護者に対する啓発活動や児童に対する情報モラル教育等の取組を推進している。

文部科学省では、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するための学習・参加型のシンポジウムの開催や児童生徒向けの普及啓発資料の作成・配布等を行っている。

(3) 児童を対象とする性・暴力表現の根絶

警察では、出会い系サイト規制法を効果的に運用し、出会い系サイトに起因する児童買春その他の犯罪からの児童の保護を図っている。また、コミュニティサイトに起因する被害を抑止するため、スマートフォン等インターネット接続機器へのフィルタリングの普及促進を図るとともに、関係事業者に対して自主的な児童被害防止対策の強化に向けた働きかけを実施している。

さらに、児童ポルノは児童の性的搾取・性的虐待の記録であり、児童の人権を著しく侵害するものであることから、「第二次児童ポルノ排除総合対策」等に基づき、警察庁において、各都道府県警察からの情報を集約・分析した上で、必要に応じ、関係都道府県警察による合・共同捜査の調整や捜査員の技術向上を図るための研修の実施、外国捜査機関等との情報交換・連携の強化等により、児童ポルノ事犯の取締りの徹底を図るとともに、心身に有害な影響を受けた児童の保護等に努めている。

内閣官房、内閣府、警察庁、総務省及び経済産業

省は、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の一環として、関連事業者による実効性のあるブロックの自主的導入に向けた環境整備に努めており、平成23年4月から、インターネット・サービス・プロバイダ等による自主的なブロックが開始されている。

警察では、サイト管理者等に対する児童ポルノ画像等の削除要請を行うほか、警察庁では、安心ネットづくり促進協議会や児童ポルノ流通防止対策専門委員会等に参加し、必要な情報提供や助言等を行うとともに、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体に対して児童ポルノ情報を提供するなどし、民間の自主的な取組を支援している。

2 インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討

(1) 現行法令による取締りの強化

警察では、インターネット上に流通する児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報を、サイバートロール等を通じて早期に把握し、検挙等の措置を講じている。

また、わいせつな画像データ等の電磁的記録を不特定又は多数の者に電子メールで送信して頒布するなどの行為は刑法のわいせつ物頒布等の罪に当たることから、捜査機関においては、同罪等を厳正に適用し、適切な科刑の実現に努めている。

(2) インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方等に関する検討

内閣官房では、インターネット上における違法・有害情報等に関する関係省庁連絡会議（IT安心会議）の決定等に基づき、関係省庁における違法・有害情報対策に係る取組を督励している。また、「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」の枠組みを活用し、関係省庁及び関係団体間の情報共有を図るとともに、関係団体における取組についての国民への情報提供を推進している。

さらに、「インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト」²¹により、違法・有害情報への具体的対策や関係省庁及び関係団体の取組等について、

²¹ 内閣官房 インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト <http://www.it-anshin.go.jp/index.html>

分かりやすく利便性の高い情報提供を行っている。

総務省では、フィルタリングの導入促進や民間団体等の自主的取組の支援、違法・有害情報相談センターによる対応等を進めている（第10章第8節2参照）。

経済産業省では、セミナーの開催等を通じ、青少年のインターネット利用にかかるリスクとその対策を説明することで、関係者全体のインターネット・リテラシーの向上と保護者等による実効的な自主的対策を促進している。

警察では、都道府県単位でのプロバイダ連絡協議会等の設置を推進し、有識者、関係機関・団体、産業界等を通じ、官民が一体となって児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報の排除を図っている。

3 メディア・リテラシーの向上

総務省では、放送、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等の普及を図っているほか、青少年のリテラシー能力を測定するためのテスト及びアンケート結果や、「インターネットリテラシー・マナー等向上事例集」等を公表している。

文部科学省では、子供たちが、情報を主体的に取

集・判断する能力や、インターネットを始めとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成を図っている。

第2節 国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進

内閣府では、各府省の男女共同参画担当窓口との広報関連の連絡調整の機会を活用し、行政機関の実務担当者の適切な表現、適切な広報活動に向けた働きかけを行っている。

第3節 メディア分野における女性の参画の拡大

内閣府では、男女共同参画推進連携会議や同会議主催のシンポジウム、総合情報誌「共同参画」の企画（トップインタビュー）等を通じて、メディアにおける男女共同参画への理解及び趣旨に沿った取組を促すなど、メディア分野における女性の参画拡大に資する取組の推進に努めている。

第15章

地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

第1節 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

1 男女共同参画センター・女性センター等の機能の充実・強化

内閣府では、男女共同参画に関する業務を行う職員等にとって必要な基礎的知識等を体系的に整理し、人材育成プログラムを作成することにより、男女共同参画センター、女性センター等職員の人材育成を支援している。

法務省の人権擁護機関では、地域社会への男女の

共同参画の促進を含む女性の人権擁護のため、全国各地で各種啓発活動を行っている。

2 地域活動が行われている場を活用した男女共同参画の推進

内閣府では、地域における男女共同参画を促進するための実践的調査・研究を実施している。

国立女性教育会館では、女性関連施設等の機能の充実・強化のため、女性関連施設管理職、地方公共団体職員及び女性団体リーダーを対象に、庁内連携や関係団体との連携等組織運営や事業の在り方を学ぶ「地域における男女共同参画推進リーダー研修(女

性関連施設、地方自治体、団体」を実施した（第12章第1節4参照）。

また、女性関連施設の相談員を対象に、女性に対する暴力や貧困等の課題解決に必要な知識の習得・相談技能の向上等を内容とする「女性関連施設相談員研修」を実施した。

3 地域ネットワークの構築の支援

国立女性教育会館では、行政、女性団体、NPO、大学、企業等の担当者が組織・分野を越えて連携・共同して男女共同参画を推進するためのネットワーク形成の機会を提供する「男女共同参画推進フォーラム」を実施した。

4 地方公共団体における男女共同参画の積極的推進

内閣府では、地方公共団体職員等を対象に、男女共同参画に関する「基礎研修」、「苦情処理研修」等を実施した（第1章第1節2(1)、第2節1参照）。

また、各府省や地方公共団体等の求めに応じ、職員研修等において講師を派遣するなどの取組を行った。

さらに、各地域の課題解決に向けた取組を支援するため、地方公共団体等の求めに応じ、適切な指導・助言ができる地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザーを派遣した。

第2節 地域の活動における男女共同参画の推進

1 地域における方針決定過程への女性の参画拡大

内閣府では、平成28年2月に、地方公共団体に対し、審議会等委員等における女性の参画拡大について、地域の実情に応じて主体的に数値目標を設定するなどし、具体的な取組が進むよう、要請を行った。また、「都道府県別全国女性の参画マップ」を作成し、内閣府のホームページに掲載している（第2章第3節2、3参照）。

さらに、地方公共団体に対し、地方防災会議への女性の参画拡大等についても要請を行った（本章第4節1参照）。

加えて、地域の実情に合わせた女性の活躍促進に

向けた先進的な取組を試行的に実践し、検証することで、その効果や課題を明らかにする「地域における女性活躍推進モデル事業」を実施した。

2 地域活動への多様な人々の参画促進

消費者庁では、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）に基づき、平成27年7月に、第2期消費者教育推進会議の第1回会合を開催し、今期の検討事項として「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月閣議決定）の見直しに向けた論点整理と、社会情勢等の変化に対応した課題へ取り組むこととした。また、2つのワーキングチーム（若年者の消費者教育に関するWT、消費者市民社会普及WT）を立ち上げ、それぞれについて効果的な方策を議論していくこととした。

また、消費者教育関連の教材、取組、講座といった様々な情報を集約し提供している「消費者教育ポータルサイト」については、第1期消費者教育推進会議取りまとめ（平成27年3月公表）の提案に基づいたシステム改修を行った。

3 地域ネットワークの構築の支援

内閣府では、地域女性活躍推進交付金を活用して、多様な主体による連携体制の下、女性活躍推進に向けた取組を行う地方公共団体を支援することにより、地域における関係団体・企業等の連携を促進した。

第3節 男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化等の推進

1 男女共同参画の視点に立った地域おこし等による地域経済の活性化等

文化庁では、男女共に多様な年齢層の参画が促進されるよう配慮しながら、文化の伝承等地域の文化活動の振興を図っている。

経済産業省では、中心市街地活性化を図るために、開業や会社経営に必要なビジネススキルや、空き店舗対策や合意形成手法等、まちづくり特有のスキルの習得を図る研修を実施し、タウンマネージャー等を育成した。

2 地域社会への男女の共同参画の促進

内閣府では、地域における様々な課題について、男女共同参画の視点を取り入れつつ、多様な主体が連携・協働しながら、課題解決のための実践的な活動が行われるよう支援するため、先進事例の調査研究・情報提供を実施している。

また、「内閣府NPOホームページ」²²等で、市民活動に関する情報の提供を行うとともに、NPO等による地域の絆を活かした共助の活動を推進するため、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の下で「共助社会づくり懇談会」を開催した。この他、市民参加の下、地域課題の解決や共助社会づくりに取り組む地域のNPOや有識者と意見交換を行う「地方共助社会づくり懇談会」の開催や、共助社会づくりの推進に向けた先進的な取組を紹介する「人材交流・教育・融資・寄附に関する事例集」の作成等を通じ、普及・啓発に努めた。

厚生労働省では、「全国ボランティア・市民活動振興センター」への支援や、地域住民相互の支え合いによる共助の取組への支援（地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業）、労働者の地域活動、ボランティア活動等への参加を可能とする特別な休暇制度の普及促進（特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業）を実施した。

第4節

防災（復興）における男女共同参画の推進

1 防災（復興）分野における女性の参画の拡大

平成24年6月の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正では、地域防災計画の策定等に当たり、多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、充て職となっている防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加することとされた。内閣府では、地方防災会議における女性委員の割合を高めるために工夫している地方公共団体の事例を紹介するなどし

て、地方公共団体に対し、地方防災会議への女性の参画拡大や地域防災計画等への男女共同参画の視点の反映を働きかけている。

2 防災（復興）現場における男女共同参画

内閣府では、平成25年5月に作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を踏まえ、男女共同参画センター等が中心となり地域の実情に合わせて男女共同参画の視点から実施した防災・復興のモデル的な取組の普及等を行った。

また、防災における女性のリーダーシップを推進するため、防災に関する男女共同参画の視点からの研修プログラムを開発、試行的に実施し、その効果や課題を明らかにする調査研究を行った。

さらに、平成24年度以降、岩手県、宮城県及び福島県において、地方公共団体、警察及びNPO等との協力の下、震災に関連する女性の悩み全般や、女性に対する暴力に関する相談窓口を設け、電話や面接により相談を受け付けるとともに、仮設住宅等を訪問するなどして直接相談を受け付けている。

復興庁では、被災自治体や復興に向けて各地で活躍する方々の参考となるよう、東日本大震災からの復興にあたり、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例等を「男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～」として公表している。平成27年10月に作成した第9版では、93事例を公表した。これらの事例集等も活用しながら、被災地において、男女共同参画の視点に立った具体的な取組を働きかけている。

また、復興過程における男女共同参画等の現状を把握することなどを目的として、岩手県、宮城県、福島県及び三県下の全市町村を対象に、復興と男女共同参画に関する調査を実施した。

3 国際的な防災協力における男女共同参画等

2014（平成26）年3月の第58回CSWにおいて、我が国が提案した「自然災害とジェンダー」決議が採択された。本決議等も踏まえ、2015（平成27）年3月に開催された第3回国連防災世界会議において

²² 内閣府NPOホームページ <https://www.npo-homepage.go.jp/>

策定された「仙台防災枠組2015-2030」には、事前の防災投資、多様なステークホルダーの関与、「より良い復興（Build Back Better）」、女性のリーダーシップの重要性等、我が国の主張が取り入れられた。

外務省では、「仙台防災協力イニシアティブ」（平成27年3月）に基づき、「防災における女性のリーダーシップ推進研修」を開始した。

第5節

男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

1 環境分野における女性の参画の拡大

環境省では、女性を含む多くの主体が自発的な環境保全活動へ参画することを一層支援するために、行政・NPO法人・事業者等の環境保全の取組とパートナーシップの形成を支援する地球環境パートナーシッププラザや地方ブロックごとに設置された地方環境パートナーシップオフィスの運営、自然と触れ

合う機会の提供等、各主体の環境保全に関する取組とその連携を推進・強化する施策を実施した。

2 国際的な対応

2014（平成26）年11月に我が国にて開催された「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」において、「国連ESDの10年」の後継プログラムとして「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」の開始が正式に発表されたことを受け、ESDに関する関係省庁連絡会議を設置し、2016（平成28）年3月、「我が国における『持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム』実施計画」を策定した。

また、ESDの優れた取組を世界に広めることを目的とし、日本の財政支援によりユネスコが「ユネスコ／日本ESD賞」を設け、2015（平成27）年11月のユネスコ総会時に第1回受賞式が行われた。

第16章

国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

第1節

国際的協調：条約等の積極的遵守・国内における実施強化・国内への周知

国内における男女共同参画の実現に向けた取組を行うに当たって、女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種の条約や成果文書、女性の地位向上のための国際規範・基準やCSW等の国際会議における議論等を周知徹底するとともに、積極的に国内における実施強化に努めている。

2014（平成26）年9月に、「女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」を国連に提出した。本報告は、第6回報告作成時点の2006（平成18）年7月から2013（平成25）年12月までの我が国における女子差別撤廃条約の実施の進展、遵守状況について報告している。2016（平成28）年2月には本報告に係る政府報告審査がスイスのジュネーブで行わ

れ、日本の女子差別撤廃条約の実施状況について、女子差別撤廃委員会委員と建設的な対話を行った。同年3月には、同委員会から最終見解が出された。

第2節

男女共同参画の視点に立った国際貢献

1 「開発協力大綱」に基づく取組の推進

我が国は、公正で持続可能な開発の実現に女性が参画し、開発の恩恵を受けられる「女性が輝く社会」の実現を目指し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」策定に係る国際的な議論でも女性のエンパワーメントとジェンダー平等の重要性を訴え、議論に貢献した。その結果、2015（平成27）年9月に国連サミットにおいて策定された同アジェンダにおいてゴール5として「ジェンダー平等と女性と女児

のエンパワーメント」が明記されただけでなく、すべての目標達成において必要不可欠であるとの重要性が明示された。

また、2015（平成27）年2月に閣議決定した、我が国の開発協力方針を定める「開発協力大綱」では、開発協力の適正性確保のための原則の一つとして「女性の参画の促進」を挙げており、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう一層積極的に取り組むことを明記している。

2015（平成27）年4月にはUN Womenの日本事務所を東京に開設するとともに、UN Womenへの拠出を2013（平成25）年からの3年間で14倍に増加するなど、国連との連携を一層強化している。また、2013（平成25）年9月、安倍総理大臣が第68回国連総会において表明した、女性の地位向上を主眼とした3年で30億ドルを越す支援についても、日本は、2014年までの2年間でこれを実施した。

開発協力の実施機関として、独立行政法人国際協力機構（JICA）は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを目的とする協力事業を実施している。この一環として、各セクター・課題における事業のインパクトが男性・女性の双方に及ぶよう、それぞれが抱える問題やニーズの違い等の把握に努めており、その結果が協力事業の計画・実施・評価サイクルにおいて適切に反映されるように、執務参考資料や国ごとのジェンダー情報の収集を行うとともに、事業の各段階におけるジェンダー視点からのモニタリング等を行っている。

また、開発協力事業の実施に当たって、女性等社会的に弱い立場にいる者が負の影響を受けることがないように、環境社会配慮ガイドライン等に基づいて配慮している。さらに、各部署（在外事務所、国内機関を含む。）に配置している「ジェンダー責任者」、「ジェンダー担当者」を通じて、開発途上国におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントに貢献する協力事業の実施を促進している。また、ジェンダー平等の視点を組み込んで効果を上げた協力事業の成功例の収集、各開発セクター・課題と男女格差との関係を説明する具体例の収集、他援助機関との積極的な連携・意見交換を通じた事例・手法の研究、職員その他援助関係者に対する研修等といった取組を行っている。

我が国は人間の安全保障を推進すべく、二国間及び多国間協力を通じ、開発途上国におけるジェンダー平等と女性の地位向上に向けた取組を支援している。具体的には、無償資金協力（草の根・人間の安全保障無償資金協力及び日本NGO連携無償資金協力を含む。）、有償資金協力、専門家の派遣等の技術協力、国連人間の安全保障基金や日・UNDPパートナーシップ基金等、様々な援助枠組みを活用し、より効果的な事業の実施を図っている（二国間協力についてはⅡ-16-1表、多国間協力については本節3参照）。

また、我が国は、人間の安全保障に直結する地球規模の課題として、保健分野における取組を重視している。我が国が2015（平成27）年12月に発表した「平和と健康のための基本方針」を踏まえ、UHCを通じた女性の医療アクセスの改善を目指し、栄養改善、母子健康手帳の普及等の母子継続ケアの支援、医師や看護師、助産師等保健人材の育成、国際機関等を通じた性と生殖の健康サービスの提供等を行っている。

教育支援分野では、2015（平成27）年9月に国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されるタイミングにあわせ、我が国の新しい教育協力政策である「平和と成長のための学びの戦略」を発表した。同戦略では、重点的な取組の一つとして、女子教育支援を挙げており、女性・女兒のエンパワーメントとジェンダー平等に配慮した教育協力を実施していくこととしている。

2015（平成27）年3月にミシェル・オバマ米大統領夫人が訪日した際には、安倍昭恵総理夫人と同大統領夫人が出席する共同行事が開催され、その機会に日本政府は女兒・女性のエンパワーメントとジェンダーに配慮した教育関連分野において、同年からの3年間で420億円以上のODAを実施することを表明し、支援を実施している。

法務省では、国連と共同で運営する国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）で2015（平成27）年4月に実施された第13回国連犯罪防止刑事司法会議（ kongress ）において、女性犯罪者の社会的統合と処遇についてのワークショップを開催した。

2 女性の平和への貢献

我が国は、平和を推進する国際機関の役割の重要

Ⅱ-16-1表 様々な枠組みを活用した援助の実施

事業	概要
無償資金協力	開発途上国等に返済義務を課さないで、経済社会開発のために必要な資金を贈与する事業。比較的所得水準の低い国を中心に、病院や橋等の社会経済基盤づくりや、教育、保健、環境等の生活水準の向上に関する支援を行っている。平成26年度に開始された事業の中でジェンダー視点に立った取組を行った案件を21件実施している。 また、開発途上国において活動しているNGO等の活動を支援する草の根・人間の安全保障無償資金協力においては、平成26年には、女性のための教育支援、女性の自立支援等を目的とする44件の事業が実施されている。なお、日本NGO連携無償資金協力においては、全ての申請・実施終了案件についてジェンダー配慮の有無につきチェックすることになっており、27年度は97件の事業が実施された。
有償資金協力	低金利かつ返済期間の長い緩やかな条件で開発途上国に必要な資金を貸し付けて、発展への取組を支援するもの。経済社会基盤の整備以外にも、「貧困削減」、「平和の構築」、「地球規模問題への対応」等の分野において事業を実施している。JICAは平成26年度に開始された事業の中でジェンダー視点に立った取組を行った案件を15件実施している。
技術協力	研修員受入れ／専門家派遣／機材供与等、援助形態を組み合わせるプロジェクト型の技術協力（開発調査型の技術協力を含む。）を、平成26年度に開始された事業の中で、ジェンダー視点に立った取組を行った案件を47件実施している。また、ジェンダーに関する制度支援や女性を主な裨益対象とする集団研修17コースを実施するとともに、研修内容にジェンダー視点を取り入れた研修を74件実施した。

性及び紛争時において最も支援を必要とする者は女性や子供であることを考慮し、人間一人ひとりに着目し人々の保護及び能力強化を行う人間の安全保障の視点から、女性に対する支援を行っている。

2013（平成25）年9月より、「女性と平和、安全保障に関する安保理決議第1325号」（2000（平成12）年）及び関連決議の履行に向けた女性・平和・安全保障に関する「行動計画」の策定に向けて市民社会と意見交換を実施し、安保理決議第1325号の採択から15年目となる2015（平成27）年に我が国も「行動計画」を策定し、同年9月に発表した。同行動計画は、国内外双方の取組に対応していること、紛争関連事態のみならず自然災害時における女性の役割にも言及していることなどが特徴となっている。

また、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）、国連開発計画（UNDP）、国連人口基金（UNFPA）等の国際機関を通じての協力も積極的に実施している。

防衛省・自衛隊では、国際平和協力活動の現場に女性の自衛隊員を含む部隊等を派遣している。平成27年度には、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）において、27年6月から同年12月までは13人、同年12月以降12人の女性の自衛隊員を含む部隊を派遣している。司令部要員として、25年6月以降、延べ2人の女性の自衛隊員を派遣している。

また、連絡調整要員として、25年8月以降、延べ3人の女性の自衛隊員を派遣している。

また、2014（平成26）年5月の安倍総理大臣のNATO本部訪問時のラスムセンNATO事務総長（当時）との会談において、女性・平和・安全保障分野における日NATO協力として、NATO本部への我が国の女性職員の派遣について合意されたことを受け、同年12月より、女性自衛官1名をNATO本部に派遣している。当該女性自衛官はNATO女性・平和・安全保障担当特別代表のオフィスにおいて、NATOが実施する様々な活動について、女性の視点を盛り込み、女性の参画を促す助言等を行っている。

内閣府国際平和協力本部事務局では、国際平和協力隊の隊員派遣前研修を実施しており、安保理決議第1325号の要請を反映し、ジェンダーに関する講義を行っている。一般的なジェンダーに関する知識の付与だけでなく、派遣先国のジェンダー特性を含め、現地でのより効果的な活動に結び付くよう、教育を実施している。

防衛省では、国連平和維持活動における女性将校の役割の重要性に鑑み、UNWomenと国連PKO局が実施する女性将校訓練コースに対して、これまでに3名の女性自衛官を派遣している。

3 国際機関・研究機関等との連携・協力推進

2015（平成27）年は第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」及び「北京行動綱領」の採択から20年に当たる（「北京+20」）ことから、同年9月の第70回国連総会では、「北京+20」を記念し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するグローバル・リーダーズ会合が開催され、我が国からは安倍総理大臣が出席し、我が国の取組を紹介するとともに、女性活躍促進の分野で日本が世界をリードしていく決意についてステートメントを行った。UNWomenにおいては、我が国は2011（平成23）年から2期連続で執行理事国を務めている（一期3年）。平成27年度には、UN Womenに対して2,757万ドルの拠出を行った。

また、紛争下の性的暴力について、国連アクションや紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所といった国際機関との連携や国際的な議論の場を重視し、一層積極的に取り組んできている。2015（平成27）年、コンゴ民主共和国及び中央アフリカにおける案件につき、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表の専門家チームに255万ドルの財政支援を行った。

さらに、2014（平成26）年に国連平和維持活動に従事する女性保護アドバイザーに対する訓練教材の開発及び訓練の実施や派遣要員向けの性的搾取・虐待防止のためのEラーニング・プログラム開発のため、国連PKO局に対し約52.4万ドルの財政支援を行ったほか、国連PKO幹部に女性の登用を促進することを目的として国連が開始したシニア・ウーマン・タレント・パイプライン・プロジェクトに対し、約15万ドルの財政支援を行うことを決定した。防衛省からは、国連が軍隊向けに新たに開発した訓練教材を使用し、平和維持隊員が、紛争下における性的暴力に関する状況への対応能力を強化すること等を目的としたコース（2016年1月）へ訓練生を派遣している。

なお、我が国は、2014（平成26）年以降、国際刑事裁判所の被害者信託基金に拠出を行い（累計約65万ユーロ）、紛争下における女性暴力対策や被害者支援にも力を入れている。

また、男女共同参画推進連携会議においては、「国際的に連携した女性のエンパワーメント促進」チームを組織して、「女性のエンパワーメント原則（WEPIs）」²³について、我が国の企業・団体等における理解促進に向けた活動を行うなど、UN Womenの取組との連携・協力を図っている。

さらに、我が国は、国連教育科学文化機関（UNESCO）に信託基金を設置し、アジア、アフリカを中心に世界各地においてジェンダーに配慮した教育プログラムの開発や女子に対する代替的学習機会の提供等に協力している。

また、国連開発計画（UNDP）に設置した日本信託基金（HUNDPパートナーシップ基金）を通じ、女性の社会的・経済的地位の向上を図るプロジェクト等に対して、支援を実施している。これらに加え、我が国が主導して国連に設置された人間の安全保障基金では、女性及びジェンダー平等に焦点を当てたプロジェクトを支援してきている。

さらに、2016（平成28）年3月8日の「国際女性の日」に内閣府特命担当大臣（男女共同参画）からのメッセージを寄せた。

国立女性教育会館では、アジア太平洋地域における男女共同参画を推進する女性教育の人材育成を目指して「アジア太平洋地域における男女共同参画推進官・リーダーセミナー」を実施するなど、途上国における女性教育の推進の支援等を実施している。また、海外の関係機関との連携協力として、協定を結んでいる韓国女性政策研究院、韓国両性平等教育振興院、カンボジア王国女性省、フィリピン大学機構等と互いに訪問し情報交換を行うなど交流を深めた。

また、2016（平成28）年2月には「ジェンダー平等と女性の経済的エンパワーメント」をテーマとして、「NWEC国際シンポジウム」を開催し、2015（平

²³ 2010（平成22）年3月に、国連と企業の自主的な盟約の枠組みである国連グローバル・コンパクト（GC）と国連婦人開発基金（UNIFEM）（当時。現UN Women）が共同で作成した7原則。

○女性のエンパワーメント原則（WEPIs）

1）トップのリーダーシップによるジェンダー平等の促進、2）機会の均等、インクルージョン、差別の撤廃、3）健康、安全、暴力の撤廃、4）教育と研修、5）事業開発、サプライチェーン、マーケティング活動、6）地域におけるリーダーシップと参画、7）透明性、成果の測定、報告（内閣府仮訳）

成27)年10月にはカンボジア、タイ、フィリピン、ラオス、ミャンマー、マレーシア及びベトナムの人身取引対策に携わるメンバーを対象としたワークショップ型研修を独立行政法人国際協力機構の委託事業として実施した。

第3節 対外発信機能の強化

1 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

我が国は、国際会議への政府代表団への女性メンバーの参加も積極的に進めている。2015(平成27)年の第70回国連総会第三委員会においては矢口有乃氏を日本政府代表顧問に、また、2016(平成28)年の第60回CSWにおいては橋本ヒロ子氏を日本代表にそれぞれ任命し、政府代表団の一員として派遣した。なお、女子差別撤廃委員会では、2008(平成20)年1月から委員を務める林陽子氏が2015(平成27)年2月から同委員会委員長を務めている。

また、日本人女性の国際機関への参画も進んでおり、国連関係機関における日本人の女性職員数(専門職以上)は、1975(昭和50)年の19人から2015(平成27)年は463人と大幅に増加しており、日本人職員の約6割を占めている。

2 NGO等との連携・協力推進

男女共同参画推進連携会議企画委員会主催による情報・意見交換会として、「聞く会」を2回開催するなど、国内NGO等との交流を行った。具体的には、平成27年4月に、「北京+20」を主要テーマとした第59回CSW及び第3回国連防災世界会議の成果報告等に関する「聞く会」を開催し、また、28年2月には、「女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」審査に先立ち、女子差別撤廃委員会からの質問事項に対する我が国の回答に関する「聞く会」を開催した。

また、第60回CSWには、NGO代表を政府代表団の一員として派遣した。

3 国際会議におけるイニシアティブの発揮

2015(平成27)年9月、フィリピンのマニラで開催されたAPEC女性と経済フォーラムでは、「包摂的な成長の原動力としての女性」をテーマに、「女性と包摂的なビジネス(エンパワーメント)」、「女性とグローバル・バリューチェーン(イノベーション)」及び「女性と持続可能な開発(強靱性)」をサブテーマとしてAPEC域内で共通して取り組むべき課題について議論が行われ、フォーラムの結果は「声明」として取りまとめられた。我が国からは内閣府審議官、民間からの代表者等が参加し、我が国がAPEC及び国内にて実施している女性の活躍推進の取組等について発言を行った。

東南アジア諸国連合(ASEAN)は、日本、中華人民共和国及び大韓民国の3か国を招いて女性に関する「ASEAN+3委員会」を開催しており、2015(平成27)年10月にはフィリピンのマニラで第7回会合が開催された。「ジェンダー平等に関する成果への説明及びASEAN共同体ビジョン2025における女性の社会的地位の向上」をテーマに意見交換が行われ、外務省が我が国の取組等について報告を行った。

2014(平成26)年12月、韓国のソウルで開催された「東アジア家族に関する大臣フォーラム」の第6回会合には我が国から内閣府審議官が参加し、2016(平成28)年11月にタイで開催する次回フォーラムより、2006(平成18)年に我が国において第1回が開催された「東アジア男女共同参画担当大臣会合」と統合することが合意された。

4 国際女性会議WAW!(World Assembly for Women)の開催

2015年(平成27年)8月、安倍政権の最重要課題の一つである「女性が輝く社会」を実現するための取組の一環として、我が国は2回目となる国際女性会議WAW!2015(World Assembly for Women)を開催した。42の国と地域、8国際機関から145名の女性分野等で活躍するトップ・リーダー達が参加し、活発な議論を行った。各参加者からのアイデアや提案は「WAW! To Do 2015」として取りまとめられ、国連文書(A/C.3/70/3)としても発出された。